法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-05-10

NPO法成立以前の市民運動の質的分析その1 ：1970～80年代初期より活動を続ける環境系市民団体を対象として

松元，一明

(出版者 / Publisher)
法政大学大学院
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
大学院紀要 = Bulletin of graduate studies / 大学院紀要 = Bulletin of graduate studies
(巻 / Volume)
64
(開始ページ / Start Page)
231
(終了ページ / End Page)
272
(発行年 / Year)
2010-03-31
(URL)
https://doi.org/10.15002/00006095

Hosei University Repository

「NPO法成立以前の市民活動団体の質的分析その１
― 1970～80年代初期より活動を続ける環境系市民活動団体を対象として ―」

人間社会研究科　人間福祉専攻
博士後期課程１年　松　元　一　明

（本論の章構成）

１．はじめに
1-1. 問題の所在
1-1-1. 定義のあいまいさからくる問題 - 運動とのつながり
1-1-2. 市民活動の特性からくる問題 - 継続性に由来するもの
1-2. 本論の目的
２．研究対象について
2-1. 前論文と本論の位置づけ
2-1-1. 前調査の内容
2-1-2. 前調査で得た知見
2-1-3. 本論の位置づけ
2-2. 対象となる市民活動団体の要件
2-2-1. 対象を「出版物」とすることとその理由
2-2-2. 「トヨタ財団の記録・出版助成を受けた市民活動団体」の出版物を対象とする理由
2-2-3. 「環境系」団体を対象とする理由
2-3. 対象となる市民活動団体とその出版物について
2-3-1. 大野の水を考える会
2-3-2. 天神崎の自然を大切にする会
2-3-3. 土呂久を記録する会
2-3-4. 農業開発技術者協会
３．事例分析
3-1. 方法
3-2. 事例分析
3-2-1. 大野の水を考える会
3-2-2. 天神崎の自然を大切にする会
3-2-3. 土呂久を記録する会
3-2-4. 農業開発技術者協会
４．結論
4-1. 市民活動の特性
4-2. 継続性の意味と意義
５．おわりに

参考文献
団体年表

Hosei University Repository

１．はじめに

1-1. 問題の所在

本論の主題は、「市民活動論」における「市民活動」へのさまざまな評価、批判にたいし、その実態を分析することによって再検証をすることである。

「市民活動」にたいする評価の分化は、「定義のあいまいさ」から由来するものと、「市民活動」自体の「特性」に由来するものの二つにあると考える。

1-1-1. 定義のあいまいさからくる問題 - 運動とのつながり

「市民活動」について社会学分野では、運動から活動へという段階論とそれにたいする批判が存在し、また抵抗型の「運動」と提案型の「市民活動」といった区別の是非などが語られてきた。段階論や非段階論、または過度な類型論にとらわれると、運動と活動の優劣づけや不要なマーキングなどがなされ、実態研究の妨げになるだろう。「市民活動」の定義をめぐる議論の解決のために、市民活動を含めた「社会運動概念」拡張の必要性（西城戸2008：22）なども説かれている。

「市民活動」のような長期にわたり継続されている「集合行為」を検証する場合、時代を区切り定点的に観察したり、ある側面のみを捉えたりすれば、その姿は違ったものに映るであろう。たとえばある「イシュー（課題、争点）」をめぐる人びとの「集合行為」は、別の時代では「社会運動」、別の側面では「住民運動」、「市民運動」などさまざまな概念で括られうる。そのようなあいまいさが誤解を生じさせ、その誤解に基づく批判が繰り返されているのではないか。

そこで求められることは、その「集合行為」の動態的把握であり、量的質的両面から「集合行為」の研究が深められることであろう。

1-1-2. 市民活動の特性からくる問題 - 継続性に由来するもの

現在、NPO法人や市民活動団体を中心にした「市民セクター」は、さまざまな社会問題を解決する担い手として期待がよせられている。市民セクターのルーツのひとつは、1970年代に台頭した「市民活動」である。当時の「市民活動」は、現在の市民セクターにさきがけて「市民公益[1]」を実現してきた点や、制度的基盤や経済的基盤の強化のために、NPO法を成立させた点などが評価されている。

いっぽう、市民セクターが「オフィシャル」なものになり、組織が保障されることによって、問題解決に不可欠な「批判性」が低下し、その行為と目的の入れ替わりが生じているという批判も少なくない。また行政などの権力への接近により「体制内化」される危惧も語られている。「運動」から「穏健化」した「市民活動」が、そのルーツとして語られることもある。

こういった評価や批判は、いずれも市民活動の特徴のひとつである「継続性」に由来するものである。現在の市民セクターの形態の原点が、1970年代に台頭した「市民活動」の形態にあると前提すれば、「市民活動」の「継続性」の意味と意義を再検証する必要がある。

1-2. 本論の目的

問題の所在を受ければ、1970年代からNPO法が成立する前である1990年代前半までの市民活動の実態を動態的に明らかにすることで、「市民活動論」の課題に応え、さらに現在の市民セクターの原点を理解し、指摘がなされている課題の解決につながると考える。

そのためには当時の市民活動をとりまく70年代や80年代などの時代背景や社会構造と合わせ、市民活動の実態を調査し、活動の「継続性」の意味と意義を捉える必要がある。あわせて従来の「運動」との共通性と差異を示し、「市民活動」の特性を明示したい。

具体的には、当時の「市民活動」の記録（出版物）を読み解くことによって、1970年代以降、90年代前半までの市民活動の変遷を捉え、その実態を明らかしたい。

---

[1] 「市民公益」または「民間公益」とは、不特定多数の利益を対象とする「行政公益」とは異なり、非多数の対象を含んだ多様性のある公益のことを指す。

Hosei University Repository

２．研究対象について

筆者は本論に先立ち、1970年代以降90年代前半までに設立された市民活動団体を対象に、量的調査をおこない論文をまとめた（松元 2009）。その研究と本論に共通する目的は、NPO法成立以前の市民活動の実際の姿を明らかにし、その活動の意義を評価することにある。前回の量的調査にあわせ、今回は市民活動団体の質的な研究をおこなうことで、より立体的に市民活動の実態が得られると考えている。

本章１節ではまず、量的調査の内容とそこで得られた知見について述べる。そしてその内容を補強し、あらたな知見を得るためには、本論でどのような研究が必要なのかを示す。２節においては、本論における研究対象の必要条件とその理由を述べ、さらに3節では実際に本論で取り上げる各市民活動団体と、その活動が記された出版物を紹介する。

2-1. 前調査と本論の位置づけ

2-1-1. 前調査の内容

先で述べた量的調査の対象は、助成財団であるトヨタ財団の「市民活動にかかわる助成プログラム（1984年度から2003年度）」で助成を受けた市民活動団体である。プログラムの対象は事業数507件、310団体であるが、そのうち1994年度までの事業187件、136団体を重点的に取り上げた。

前調査における主な目的は、「（住民運動、市民運動を含む）新しい社会運動」と1970年代以降の市民活動、その後のNPO法人制度を中心とした「市民セクター[2]」確立の関連性を見出すことであった。さらに各時代の「集合行為」に共通するもの、異なるもの、変化したものの内容と、その要因などを求めることにあった。

具体的には、各市民活動団体の設立年、活動分野・イシューや団体の法人形態の変化などを追い、設立年代による活動分野の分布の相違や、活動分野と法人形態の関連などを分析した。

2-1-2. 前調査で得た知見

前調査を通じてわかったことは、当時の市民活動団体の構成が、従来から存在する「環境」、「福祉」分野に取り組む団体に加え、1985年を境に「新しい社会運動」的イシューに関連した分野に取り組む団体が増加したことである。また「環境」、「福祉」分野に取り組む団体も、団体の行為主体（活動の担い手）やその活動の形式（イシュー複合化への対応）が、「新しい社会運動」の特徴と共通することがわかった。以上の結果から、当時の市民活動団体は、現在のNPO法人をはじめとする「市民セクター」の構成[3] や特徴と共通性があることを導きだした。

1985年前後の市民活動の変化要因としては、日本における「新しい社会運動」のイシューの顕在化、「ネットワーキング」概念の導入、「ボランティア」概念の刷新などがあり、さらに新自由主義的政策の浸透という要素も大きく関わっていると考えられる。

また当時の市民活動の隆盛や市民活動団体同士の交流から、「市民セクター」が可視化され、その役割の重要性が認知されたいっぽう、制度的基盤や経済的基盤の脆弱性が明るみにでた。それらのことが、活動の継続を担保するNPO法成立への動きにつながったと結論づけた。

2-1-3. 本論の位置づけ

前論文では、当時の市民活動団体が、（新しい）社会運動の担い手となっていたことや、現在の「市民セクター」の源泉になったことを分析結果として提示した。本論ではそのことを再検証するとともに、当時の市民活動のより実態的な姿を捉える事が目的である。そのために、次の二点を明確にする。

まず、当時の「時代背景」や「イシューの複合化および長期化」という社会構造の中で、解決すべき問題にたいし、市民活動団体がどのような**「対応」**をしていたのかという点である。西欧では「新しい社会運動」により対応された問題群に、日本では「市民活動」が応じていたとすれば、問題の構造とともに団体の対応を具体的に

---

[2] ここでいう「市民セクター」とは運動、市民活動、NPO法人等の形態や、対応する分野に関わらず「市民公益」の実現をめざす組織の構成を指す。

[3] 「環境」「福祉」といった分野に取り組む団体と、「新しい社会運動」的イシューに関連した分野に取り組む団体の両者を含めた全体で「市民セクター」を形成しているが、継続して対応する必要のあるイシューに取り組む団体は、NPO法人をはじめ何らかの法人格を取得するものが多いことがわかった。

Hosei University Repository

する必要がある。

つぎの点は、市民活動団体がもつ**「思想」**である。市民活動団体が、現在の市民セクターの原型であるならば、目的が「市民公益」の実現や、イデオロギーよりもイシューの解決を優先する思想が、そこにみられるはずである。

以上、市民活動団体の対応と思想の二点を明確にすることにより、市民活動の特徴を明らかにし、その**「継続性」**の意味と意義を導き出すことができると考える。

2-2. 対象となる市民活動団体の要件

前述したことをまとめると、本論の目的とは、NPO法成立以前の市民活動団体の記録（出版物）を通じて、当時のイシューと時代背景に応じた市民活動団体の「対応」と、その活動の根底をなす「思想」を明らかにすることである。そしてそれらのことを通じて、市民活動が「継続性」を持った必然性と、「継続性」を保つ必要性を捉えることにある。

そのためには、市民活動が台頭してきた1970年代[4] から活動を開始し、現在も存続する団体の活動を対象に、質的な研究をおこなう必要がある。そこで本論では、対象の条件が合致するトヨタ財団の「市民活動の記録の作成助成」、「活動記録助成」、および「出版助成」（以下「記録・出版助成」と略す）等を受けた市民活動団体の「出版物」を取り上げたい。

またその中でも「環境」と「福祉」の分野に取り組む団体の出版物を対象とし、まず本論では「環境」を取り扱うこととする。「福祉」分野の市民活動団体については、別途論ずることとしたい。以下では、なぜ「トヨタ財団の助成」を受けた「環境系」市民活動団体の「出版物」を取り扱うのかの理由を述べたい。

2-2-1. 対象を「出版物」とすることとその理由

まず、1970年代から1990年代前半までの市民活動を質的に研究しようとする場合、次の３つの方法が考えられる。

① 「当時の活動がリアルタイムで記された発行物」をあたる方法

たとえば団体の出版していた「機関誌」などがこの対象になろう。多くの団体が「機関誌」などの定期刊行物を発行[5] しており、活動当時の生の情報を詳細に知り得るメリットがある。反面、時代の断片的な資料であるため、活動や組織の推移やダイナミズムをみるのは困難である。

② 実際に活動を行っていた当事者への「インタビュー」

インタビューでは、当事者への直接的で効率的な調査が出来る反面、現在の視点からインタビューイの記憶にたよる困難さがつきまとう。またインタビューイによる事実誤認や脚色[6] にも注意する必要がある。

③ 「活動を振り返り書かれた記録」を利用する方法

団体の活動史などの記録を利用する方法である。このような記録は当事者の主観的なリアリティと、活動の客観的史実の両面が期待できるが、内部資料的なものが中心で、一般にはあまり出回っていない。分析には、質的内容分析やナラティブ分析の手法のほか、比較できる資料などが必要となろう。

本論では③の方法を採用したい。その理由は、公表を前提としている出版物は、インタビューや語り、または内部資料に比べ、記述に一定の客観性が期待できるからである。加えて「市民活動」の当事者により執筆されたものであるため、活動の実態とともに「思想」を捉えるのに最適であると考えたからである。

また今回の対象となる出版物は、複数の著者によるもの（リーダーとフォロワーなど）も多いことや、助成対象となった出版物以外に比較できる文献があることも、活動の実態を客観的に捉えるのに適していると考える。

---

[4] 量的調査（松元 2009）では1960年代末より「市民活動団体」の設立が増加し始めていることがわかった。また1970年代は「新しい社会運動」が登場した時代でもある。

[5] 「平成20年度版環境NGO総覧」によれば、掲載されている環境系団体の61.2%が定期刊行物を発行している。

[6] 現在も活動を継続している団体の場合、過去の事象と現在の状況との一貫性が強調されすぎるおそれがある。

Hosei University Repository

2-2-2.「トヨタ財団の記録・出版助成を受けた市民活動団体」の出版物を対象とする理由

前論文と同様、本論で「トヨタ財団の記録・出版助成を受けた市民活動団体」を対象とするのは、1970年代から活動する市民活動団体を概観するのに、ほぼ「必要十分条件」を有しているからである。

本論の分析対象として市民活動団体に必要で十分な条件とは、まず団体の「質」に偏りがなく一般性を有していること、また活動していた時代が本論の目的と合致すること、さらに団体が現在まで継続する十分な活動歴と実績を有していることなどがあげられる。

まず市民活動団体に偏りがないという点は、トヨタ財団の申請要件（①公募である、②活動分野に限定がない、③法人格の有無を問わない）に特別な制限がなく、広く市民活動団体に門戸が開かれていたことから、その条件が担保されている。審査は要綱に従い、各分野の専門家である審査委員[7] による選考を経て行われており、特定の思想やイデオロギーにとらわれたものではないことがわかる。

次に時代の合致であるが、本論の対象となる1970年代から活動している団体という条件に、すべての団体が合致している点である。またNPOという概念が一般化する前である1990年前後に書かれた出版物が多く、現在のNPOの理念などの思想的なバイアスがかかっていないことも重要な意味をもつ。ただし対象となる団体が、1990年代後半以降出版した出版物も補助的に取り扱うこととする。

そして「十分な活動歴と実績を有する」という点については、ある程度の活動歴を有する団体でなければ、活動史の出版を企図しないであろうし、記録の内容も選考を通過しなかったと考えられることから、本論の目的に合致していると考えられる[8]。

さらに出版物の質が「一定水準」に達しており、分析対象のテキストとして適しているかという点は、出版に至るまでの狭き門[9] によって十分担保されていると言えよう。

内容については、成功談だけでなく、失敗を含めた事実の記述をすることが求められた。商業ベースで販売するものと違い、ありのままの活動記録を未来へ残すということが重視されたためである。このことは助成による出版物ゆえの特徴であり、分析対象とすることへの大きな利点となる。

2-2-3.「環境系」団体を対象とする理由

環境分野で活動する団体を対象とするのは、まず当時の市民活動団体に占める割合が多いという理由からである。トヨタ財団で実施された「記録・出版助成」を含む「市民活動助成」は、1984年度～94年度で合計235件であったが、助成対象となった団体の分野（分野の分類法は「松元 2009」参照）の内訳をみると、「環境・生命」25%（59件）「福祉」22%（51件）「国際」16%（38件）と続く。

また「ミニコミ総目録[10]」に登録された団体（2850団体）の活動分野では、「環境系（エコロジー・環境、食・農業）」が23.5%（671団体）で最も多く、「文化」13.1%（374団体）、「地域・まちづくり」11.9%（341団体）、「福祉系（障害者・高齢者・福祉サービス）」の9.7%（279団体）と続く。いずれにおいても環境系分野は「市民活動」の主要分野であることが示されている。

環境分野にあわせて、次回は福祉系分野の団体も対象とすることを考えている。その結果、福祉と環境のイシューの枠組みの違いや、対象の相違（対人/非対人など）などによる、団体や活動の比較が可能となり、両者の特徴が見つかりうるからである。

さらに複数の論者からの指摘がある、「市民活動と新自由主義（ネオリベラリズム）の相関性」を検証する際に、「制度化、ネオリベラリズム的再編に直接影響を受けた〈福祉系市民活動〉と、返ってそれを運動のエフィカシー増大に成功した〈環境系市民活動〉」（渡戸 2007: 32）の両者の比較が必要であるからである。

---

[7] 選考委員は、市民活動の現場に携わる５～６名のメンバーにより構成された。歴代の市民活動助成選考委員長は次の通り。縫田曄子氏（1984～1989年度・元東京都民生局長、元内閣府男女共同参画審議会会長）、栗原彬氏（1990～1993年度・水俣フォーラム）、播磨靖夫氏（1994～1997年度・たんぽぽの会）、星野昌子氏（1998～2001年度・JVC）、藤田和芳氏（2002～2003年度・大地を守る会）

[8] 記録、出版両助成を受け出版を行った39団体のうち、２団体を除き現在まで継続して活動をおこなっている（2009年10月現在、ウェブサイトで確認）。

[9] 1986年の41件の申請のうち11件が採用（トヨタ財団 1987: 20）、うち出版に至ったものは４件４冊であり、１件は1998年に独自に出版している。

[10] 1960年から1991年までに創刊された市民団体のミニコミ誌4709誌の情報が掲載されている。1992年５月発行。

Hosei University Repository

2-3. 対象となる市民活動団体とその出版物について

本論では、トヨタ財団の「記録・出版助成」を受けた助成団体のうち、「環境系」市民活動団体４団体が出版した５冊の活動記録を中心に取り上げ、分析の対象としたい。

以下では選択した４団体５冊が、「記録・出版助成」全体の中でどのような位置づけとなるかを説明し、さらに分析対象となる各団体と各出版物の詳細を述べる。

助成内容		全体
「記録助成」および「出版助成」件数と団体数	助成件数	１０２件
	団体数	６４団体
「記録助成」のみ受けた団体数	助成件数	２５件
	団体数	２５団体
「記録・出版助成」いずれも受けた団体数	助成件数	４０件
	団体数	**３９団体**

表 1　トヨタ財団「記録・出版助成」の助成件数と団体数

表１は、「記録・出版助成」の全体の助成件数と対象団体数、記録助成のみを受けた団体数、出版助成まで受けた団体数を記したものである。団体の活動記録が出版されるまでには、まず審査を通過した団体の記録編纂にたいして「記録助成」がおこなわれた。そのうち団体が活動記録の出版を希望する場合に、さらなる記録の審査を経て、出版にたいする「出版助成」がなされた。

「記録・出版助成」は、1984年度から2003年度までの間、102件、64団体にたいして実施された。助成件数と団体数が一致しないのは、１団体に複数回、助成がされているからである。

また記録助成のみを受けた団体は25団体であり、記録助成と出版助成いずれも受けた団体は39団体であった。助成件数が40件で団体数が39団体なのは、１団体（大野の水を考える会）が２冊出版しているからである[11]。

「出版助成」までを受けた39団体の活動分野は、まず福祉系（「医療・病気」を含む）が一番多く19団体であり、次に環境系（生命・農業を含む）が８団体と続く。以下、国際系４団体、「子ども・女性」３団体、「社会・経済」、「地域文化・まちづくり」、「核燃料・放射線汚染」、「薬害」、「尊厳死」が各１団体となっている。また39団体のうち、37団体が現在まで活動を継続している。

今回事例に取りあげる市民活動団体は、環境系８団体[12] のうち次の４団体である。以降、団体名は助成申請当時の名称で表記することとする。

① 「大野の水を考える会」（現「大野の水環境ネットワーク」）
② 「天神崎の自然を大切にする会」（現在は財団法人、助成の申請団体は「天神崎保全市民協議会」）
③ 「土呂久を記録する会」（中心団体は「土呂久・松尾等鉱害被害者を守る会」、現「特定非営利活動法人アジア砒素ネットワーク」）
④ 「農業開発技術者協会」（現「特定非営利活動法人農業開発技術者協会・農道館」）

４団体はいずれも1974年に主たる活動を開始しており、このことは当時の時代背景も影響していると考えられる。当時は日本の高度経済成長の陰の部分である４大公害病の衝撃が社会に大きな影響を与え、1971年に環境庁が発足するなど、環境への関心が高まりはじめた時代である（巻末「団体年表」を参照）。

各団体とも現在も活動を継続しているが、途中で団体の名称が変更されたり、別団体が助成申請をしていたり

[11] 「出版助成」まで受けた39団体のうち、38団体の活動記録の出版が確認された。また記録助成のみを受けた25団体のうち、のちに出版が確認されたのは9団体（1団体はレジュメ発行）、出版多数で助成対象出版物が特定できない団体が３団体、残り14団体の出版物は未確認である。

[12] 残りの４団体は「ドングリの会（81年設立）」、「中海・宍道湖の淡水化に反対する住民団体連絡会（83年設立）」、「食べものと健康のつどい（80年設立）」、「日本環境プランナーズ会議（82年設立）」であり、各団体とも90年代に出版物が刊行されている。今回は対象を70年代に活動を開始した団体に絞ったため除外したが、今後いずれの団体も分析対象としたい。

Hosei University Repository

する場合も多い。文中で異なる名称を使う場合は、その旨を併記する。以下、各団体と出版物の概要である[13]。

2-3-1. 大野の水を考える会

団　体　名	大野の水を考える会
現団体名（2009年10月現在）	大野の水環境ネットワーク
法人形態	任意団体→任意団体
所在地	福井県大野市春日町
設立年月日	1977年１月11日（大野の水を守る会）
設立者	野田佳江（ほか４名発起人）
現代表者	石田俊夫
年間予算規模	0～100万円未満
会員数	個人会員10名
イシュー分類[14]	A1（環境・公害）
活動分野	森林の保全・緑化、自然保護、水・土壌の保全、環境教育
活動形態	実践活動、普及啓発、調査研究
定期刊行物	「あかね」(野田氏の議会報告誌・休刊)、「大野の水情報」
ＵＲＬ	http://kore.mitene.or.jp/~ono-mizu/
出版助成による出版物 （本論における対象）	①『おいしい水は宝もの-大野の水を考える会の活動記録』大野の水を考える会、築地書館（1988.1） ②『よみがえれ生命の水 - 地下水をめぐる住民運動25年の記録』福井県大野の水を考える会、築地書館（2000.8）

表 2　「大野の水を考える会」の団体概要

団体の概要

「大野の水を考える会」の歴史は、1974年に福井県大野市に住む野田佳江氏が始めた地下水の保全運動から始まる。自宅の井戸枯れをきっかけに、野田氏が個人的に調査を進めた結果、融雪のための井戸水汲みあげが原因であることを突き止める。

その後、行政による上下水道計画や、ダム計画、工業用水のずさんな管理、工場誘致計画などにたいして、大野市の豊富で優れた井戸水を守るため、運動が展開された。1977年に「大野の地下水を守る会」が結成され、85年「大野の水を考える会」、2007年に「大野の水環境ネットワーク」と改称、現在も水質調査や啓蒙活動など活動が継続されている。

野田氏は1975年に大野市地下水対策審議会の委員を経て、84年には大野市市議会議員に当選した。99年には会を集団運営にし、野田氏は第一線から退いた。

出版物名	『おいしい水は宝もの - 大野の水を考える会の活動記録』
著者（主著者）	大野の水を考える会（野田佳江、編者柴崎達雄）
出版年月日	1988年１月７日
記述されている期間	1974年～1986年10月
発行者	築地書館株式会社
総ページ数	254ページ
トヨタ財団助成（番号/助成額）	85-K-046/180万円、87-KP-002/100万円

表 3　「大野の水を考える会」の出版物１

[13] 団体概要の一部は『平成20年度版環境NGO総覧』『ミニコミ総目録』を参照した。敬称略。
[14] 『ミニコミ総目録』における市民活動団体の分類を参照した。アルファベットが大分類で、数字は小分類（イシュー）を示す。

Hosei University Repository

出版物名	『よみがえれ 生命の水 - 地下水をめぐる住民運動25年の記録』
著者（主著者）	福井県大野の水を考える会（野田佳江）
出版年月日	2000年８月25日
記述されている期間	1974年～1999年８月
発行者	築地書館株式会社
総ページ数	358ページ
トヨタ財団助成（番号/助成額）	99-K-097/120万円

表 4　「大野の水を考える会」の出版物２

出版物について

「大野の水を考える会」は、トヨタ財団の助成により２冊活動記録を出版している。１冊目は、「大野の水を考える会」著の『おいしい水は宝物-大野の水を考える会の活動記録』（表３、出版物１）である。1985年度の「記録助成」、87年度の「出版助成」を受けて、88年１月に出版された。全編にわたる主著者は野田佳江氏であり、終章は会員や関係者による回顧録で構成されている。また団体のブレーンとなった地質学者の柴崎達雄氏が編者となっている。

２冊目は、1999年度の「出版助成」を受けて、2000年８月に出版された『よみがえれ 生命の水―地下水をめぐる住民運動25年の記録』（表４、出版物２）である。「出版物２」は「出版物１」の内容を継承し、1987年以降の団体の活動史が加えられ、再編集したものとなっている。「出版物２」は出版が2000年のため、「出版物１」を主として取り扱うことにする。

2-3-2. 天神崎の自然を大切にする会

団　体　名	天神崎の自然を大切にする会
現団体名（2009年10月現在）	財団法人天神崎の自然を大切にする会
法人形態	任意団体→財団法人（1986年７月取得）
所在地	和歌山県田辺市天神崎
設立年月日	1974年２月９日（天神崎の自然を大切にする会）
設立者	外山八郎（よびかけ人/リーダー）、小山周次郎（会長）
現代表	初山丈夫
年間予算規模	1000万円以上１億円未満
会員数	個人会員1192名、団体会員23団体
イシュー分類	D1（自然保護）
活動分野	森林の保全・緑化、自然保護、水・土壌の保全、環境教育
活動形態	実践活動、普及啓発、調査研究
定期刊行物	天神崎だより（広報誌1983年３月～） 天神崎通信（会報誌1986年10月～）
ＵＲＬ	http://www.tenjinzaki.or.jp/
出版助成による出版物 （本論における対象）	『天神崎の自然を大切にする運動二十周年通史』 外山紀郎編、（財）天神崎の自然を大切にする会　(1995.7)

表 5　「天神崎の自然を大切にする会」の団体概要

団体の概要

1974年１月に、和歌山県田辺市天神崎の別荘開発計画を知った外山八郎氏を中心に結成された当団体は、天神崎の自然環境を保全するため「ナショナル・トラスト運動」までに展開した。

まず74年２月に小山周二郎氏を会長にした「天神崎の自然を大切にする会」が結成され、77年「天神崎保全協会準備会」、78年「天神崎保全市民協議会」設立を経て、86年に財団法人格を取得、「財団法人天神崎の自然を大切にする会」へと発展した。これまでに財団が買い取った天神崎の土地は、目標の4割程度であり、外山氏の死去（96年１月）後も引き続き買い取りを進めている。

Hosei University Repository

出版物名	『天神崎の自然を大切にする運動二十周年通史』
著者（主著者）	外山紀郎編
出版年月日	1995年７月１日
記述されている期間	1974年１月～1994年12月
発行者	（財）天神崎の自然を大切にする会
総ページ数	225ページ
トヨタ財団助成（番号/助成額）	85-K-011/180万円（記録助成のみ）

表 6　「天神崎の自然を大切にする会」の出版物

出版物について

助成による出版物は、外山紀郎氏（八郎氏の甥）編集の『天神崎の自然を大切にする運動二十周年通史』である。1985年度に「記録助成」を受けたが、出版は約10年後の95年７月となった[15]。

団体の出版より前に、1986年５月に中村豊秀氏により『天神崎－その自然保護運動の実情』（国書刊行会）が、また89年11月に朝日新聞社からは、団体の取材にあたった同社記者の河村宏男氏により『天神崎を守った人たち』が上梓されている。

前者は、天神崎に移住してきた作家による運動への批判的文献であり、後者は運動にかかわった新聞記者による、団体関係者の人物録である。本編では『二十周年通史』を中心に取り扱うが、客観的な分析のために、他の文献も参照する。

2-3-3. 土呂久を記録する会

団体名	土呂久を記録する会
現団体名（2009年10月現在）	特定非営利活動法人アジア砒素ネットワーク
法人形態	任意団体→特定非営利活動法人（2000年４月取得）
所在地	宮崎県宮崎市鶴島
設立年月日	1974年３月２日（土呂久・松尾等鉱害被害者を守る会）
設立者	上野登、斎藤正健、阪本暁、川原一之、田中初穂、柴崎達雄ほか
現代表	上野登
年間予算規模	１億円以上
会員数	個人会員300名
イシュー分類	A4（鉱毒）
活動分野	水・土壌の保全、環境教育、砒素汚染対策
活動形態	実践活動、調査研究、ネットワーク型
定期刊行物	「鉱毒」（守る会）、「土呂久通信」（考える会） 「YUI」（アジア砒素ネットワーク）
ＵＲＬ	http://www.asia-arsenic.jp
出版助成による出版物 （本論における対象）	『記録・土呂久』 土呂久を記録する会著、本多企画（1993.5）

表 7　「土呂久を記録する会」の団体概要

団体の概要

「土呂久を記録する会」は、宮崎県の土呂久および松尾地区の廃坑から流出した砒素による被害患者と、地元教師による「告発」から端を発した、砒素をめぐる諸問題に取り組んだ市民活動団体の連合体である。次の６団体のメンバーで構成された。カッコ内は略称。

土呂久・松尾等鉱害被害者を守る会（「守る会」）
土呂久鉱山公害被害者の会（「被害者の会」）
土呂久鉱害問題を考える会（「考える会」）

[15] その後も2004年と2007年にそれぞれ「天神崎の自然保全運動〈30年のあゆみ〉年表」、「天神崎の自然保全運動〈33年のあゆみ〉年表」が、同団体により発行されている。

Hosei University Repository

土呂久・松尾鉱毒被害者と共に歩むカトリックの会（「共に歩む会」、1991年7月解散）
土呂久訴訟弁護団（訴訟事務終了後に「土呂久弁護団」と改称）
砒素中毒研究会

本編では、被害者を支えた地元の中心団体である「守る会」と、東京を中心に支援活動をおこなった「考える会」を主に取り扱う。

1971年の土呂久鉱害の「告発」後、73年８月に「被害者の会」が旗揚げされ、74年３月に「守る会」が、さらに81年10月に「考える会」が結成された。一連の裁判が終結した94年、「守る会」は組織を発展させ「アジア砒素ネットワーク(AAN)」に改称、活動領域を海外に広げながら現在に至っている。なお表７における項目で特記のないものは「アジア砒素ネットワーク」のものである。

出版物名	**『記録・土呂久』**
著者（主著者）	土呂久を記録する会（対象とする章/川原一之、田中初穂）
出版年月日	1993年５月31日
記述されている期間	1971年５月～1993年３月
発行者	本多企画
総ページ数	613ページ
トヨタ財団助成（番号/助成額）	90-K-008/200万円、91-K-080/150万円

表 8　「土呂久を記録する会」の出版物

出版物について

助成による出版物は、６団体の連合体「土呂久を記録する会」の名義で出版された『記録・土呂久』である。1990年度に「記録助成」、91年度に「出版助成」を受けたのち、93年５月に上梓された。五部構成613ページにわたる大著であり、本論では「守る会」事務局長（出版当時）の川原一之氏著の第一部「運動史」と、「守る会」会長（出版当時）の田中初穂氏による第三部の「群像（人物録）」を主に参照した。なお『記録・土呂久』は、93年11月に毎日出版文化賞特別賞を受賞している。

その後2006年10月には、「守る会」元会長で、運動の中心人物であった上野登氏による『土呂久からアジアへ―広がる砒素汚染　深まるネットワーク』が鉱脈社より出版された。「守る会」の後継団体である「アジア砒素ネットワーク」の活動が中心に記されており、こちらも補足的に参照する。

2-3-4. 農業開発技術者協会

団体名	**農業開発技術者協会**
現団体名（2009年10月現在）	特定非営利活動法人農業開発技術者協会・農道館
法人形態	任意団体→特定非営利活動法人（2006年３月取得）
所在地	富山県富山市安養寺
設立年月日	1967年１月
設立者	足立原貫
現代表	足立原貫
年間予算規模	100万円以上1000万円未満
会員数	個人会員80名
イシュー分類	P3（農業・漁業）
活動分野	森林の保全・緑化、人財育成（草刈り十字軍）
活動形態	実践活動（草刈り十字軍）
定期刊行物	「草刈り十字軍感想文集」（年１回）
ＵＲＬ	http://www17.plala.or.jp/noudoukan/
出版助成による出版物（本論における対象）	『土に根ざした20年』（農業開発技術者協会の活動に関する記録）編集委員会、桂書房（1990.7）

表 9　「農業開発技術者協会」の団体概要

Hosei University Repository

団体の概要

富山県の短大教員であった足立原貫氏やその教え子が、世襲的・生産的農業でない理想の農業実現のため、富山県内の廃村を買い取り、運営団体『農業開発技術者協会（ADEA）』を1967年に設立した。74年に森林開発公団と大山町による除草剤の空中散布に反対したことから、「草刈り十字軍運動」を開始、規模を広げながら活動を続けている。現在はNPO法人の「農業開発技術者協会・農道館」と、任意団体「草刈り十字軍」の２団体で構成されている。

出版物名	**『土に根ざした20年』**
著者（主著者）	農業開発技術者協会の活動に関する記録編集委員会
出版年月日	1990年７月15日
記述されている期間	1967年１月～1990年６月
発行者	桂書房
総ページ数	218ページ
トヨタ財団助成（番号/助成額）	84-2K-036/200万円、88-KP-006/100万円

表 10　「農業開発技術者協会」の出版物

出版物について

出版物は、助成を受けた1990年７月出版の「農業開発技術者協会の活動に関する記録編集委員会」による、『土に根ざした20年』を中心に取り扱う。本書は1984年度の「記録助成」、88年度の「出版助成」を受けて、主に足立原氏を中心とした編集委員会により出版された。内容は活動史を中心に、団体の「農産物宅配業務」、「人と土の大学」、「山崎賞」、「草刈り十字軍運動」といった広範な活動全体について述べられている。

別途「草刈り十字軍運動」について詳細に述べられた、足立原貫・野口伸著『山へ入って草を刈ろう －〈草刈り十字軍〉17年の軌跡 』が、1991年７月朝日新聞社により出版されておりこちらも参照する。

３．事例分析

本章の１節では、分析対象である市民活動団体の出版物を、どのように分析をするのかという方法について説明をおこなう。２節では、前章で紹介した４団体の出版物を分析し、活動の外的要因と内的要因などを分析し、各団体の活動の実態を捉える。

3-1. 方法

ここでは前述した各団体の出版物から、各団体の活動の実態を導き出す方法について述べたい。分析対象は、1990年前後に出版された助成対象出版物を中心とするが、先述したように関連する別文献も補助的に利用する。

本論のように、活動記録という文字テキストから市民活動の実態を読み解くには、文脈や言葉に注意を払いつつ概念化をすすめ、テキストに含まれた意味を取りだす「質的データ分析法[16]」が適していると考える。そのため「質的データ分析法」の方法に従い、以下の手順で具体的に分析をすすめていく。

①社会環境や構造など市民活動をめぐる「外的要因」と、活動や組織の「内的要因」が読み解ける「コード（概念カテゴリー）」を用意し、②そのコードに基づいて、出版物から該当するテキストを取り出し、著者の言葉が失われないよう注意をしながらテキストを縮減、データ化することで、活動の諸要因を整理する。③そのデータから、団体をとりまく事象への「対応」と、その根底にある団体の「思想」に着目し、④さらに諸要因の時間的変化を追うことにより、団体における運動・活動の継続性の意味と意義を抽出する。

市民活動の外的要因と内的要因を読み解くコードについては、「グラウンデッド・セオリー・アプローチ」の概念のひとつである「パラダイム[17]」をヒントにした。また「社会運動」との関連を見るために、運動論の概念や

[16] 佐藤郁哉著の『質的データ分析法』における方法に基づき、分析をすすめる。

[17] 現象の構造とプロセスを分析する際の枠組みで、「条件」、「行為/相互行為」、「帰結」の３つの構成要素から成り立っている。現象の構造にかかわるもの、なぜ、どこで、どうして、いつ、そのような現象が起きているのか、という問いにたいする答えで「条件」と、条件のもとで、誰（と誰）がどのような行動を、どのような形でとったのか、という「行為・相互行為」から、個人の行為や複数の人びとのあいだの相互行為が結果的にどのようなことをもたらしたかという「帰結」を導き出すという方法を取る（佐藤 2008：108）

Hosei University Repository

分析枠組みをコードに採用し、さらに「集合行為」の主観的認識をみるために、当事者による「行為の自己認識」というコードも用意した。利用するコードとその内容についての説明は以下のとおりである。

市民活動団体の「基本的情報」に関連するコード

「出版物」：題名と出版年。

「執筆者」：出版物の著者、編集者。

「リーダー」：活動における中心人物や、団体の設立にかかわった中心人物。

「フォロワー」：活動の担い手となった人物や団体。

「ブレーン」：活動や団体の方針、思想にたいして影響力をもった人物。

「資金」：活動や団体運営にかんする資金とその調達方法など。

市民活動団体をめぐる「外的要因（条件）」に関連するコード

「契機（きっかけ）」：活動を始めるきっかけとなった出来事について、また活動のイシュー（課題、争点）が発生した要因など。

「活動開始時期」：組織的に活動を開始した時期。

「イシュー」：団体が解決すべき問題であると設定している課題や争点について。

「敵手」：イシューをめぐって団体と直接/間接的に対立し、団体と相互作用関係にある勢力。またここではイシュー解決を阻む要素も含める。

「集合的アイデンティティ」：活動を通じた相互作用の中から形成される、活動に参加する諸個人に共有されたわれわれ（同志）意識のことで、集合行為の基礎となるもの（Melucci 1989=1997：70-1）と、その受け手について。

「メディア」：活動をめぐる新聞やテレビなどのマスメディアの動向や、活動とマスメディアとのかかわりについて、また活動の記録、伝達、保管をした媒体についての事項。

市民活動団体の「内的要因（行為/相互行為）」に関連するコード

「思想」：活動や団体の行為の基礎となる考え方や思い。また活動を取り巻く環境にたいする団体やリーダーなどの考え方。

「政治的志向」：活動や団体がもつ政治的な志向や、行政・権力にたいする団体の政治的なスタンスなどについての事項。

「行為の自己認識」：自らの活動がどういう意味を持っているのか、またはどのようなものなのかということが主観的に記述されている事項。

「行為レパートリー[18]」：団体がイシュー解決のために用いる行為手段（形態）のセットのこと。

「事業モデル」：団体の目的達成のために用いられる活動のしくみのこと。

3-2. 事例分析

ここではまず分析方法に従い、まず文献から活動の外的要因と内的要因にかかわる特徴的なテキストを取り出し、各コードと出版物毎に区切ったコード表（「基本情報」「外的要因」「内的要因」の３つ）に示す[19]。

次に各コード表を分析し、団体と活動の環境と実態を示したうえで、時間経過による活動の要素の変化を表にまとめ、変化の原因も分析する。各団体の活動の流れについては、別掲の「団体年表」もあわせて参照されたい。

---

[18] C.Tillyの用語。社会運動論では「レパートリー」を６つに分類している。かく乱性の度合いから、①初発的段階の行動（協議・集会・決議・運動組織の設立など）、②穏健な制度内抗議行動（訴訟・申し入れ・陳情・請願など）、③示威的大量動員行動（デモ・団交など）、④やや過激な制度内抗議行動（監査請求・リコール・住民投票など）、⑤対立的抗議行動（座り込み・占拠・ストライキなど）、⑥暴力的抗議行動（暴力的な行為全般）と分けられる（西城戸 2008：16-7）

[19] なおコード内のテキストは、文脈や意味を失わない程度に縮減させているが、できる限り原著の表現を反映させたものにした。またテキストのうしろにある数字は、出版物の該当ページを示す。人名がある場合は、筆者以外の人物による言説をあらわす。一部数字のないテキストは、筆者により、内容を要約したものである。

Hosei University Repository

3-2-1. 大野の水を考える会

出版物	『おいしい水は宝もの』1988.1	『よみがえれ 生命の水―地下水をめぐる住民運動25年の記録』2000.8
記載活動期間	1974年～1986年10月	1974年～1999年８月
出版物執筆担当者	野田佳江（主著者） 柴崎達雄（編者）	野田佳江（主著者）
リーダー	野田佳江氏（市内在住主婦→83年～市議会議員） ・水のオバチャン（199） ・住民運動だけでは解決できないと、市議会議員になりたいといってこられた（205）	集団運営性（99年５月～）
フォロワー	・主婦層、青年層 ・調査ボランティア（168） ・男子学生（174） ・大部分が、女性（194） ・「自然の摂理」を見る少数派の男性（194） ・年配者（221橋本浩作氏）	
ブレーン	・柴崎達雄氏（「水収支研究グループ」主幹、地質学者、元農林省技官、東海大学・新潟大学教授など） ・「地下水保全協議会」紬野義夫（金沢大）、藤井昭二（富山大）、三浦静（福井大）各氏	
資金	会費、トヨタ財団助成（市民研究）、（当選後）議員としての立場	

表 11　大野の水を考える会の「基本情報」

大野の地下水を守る活動の創始者である野田佳江氏は、1974年から99年までのおよそ25年の間**リーダー**をつとめた。77年の「地下水を守る会」結成からは、地元の主婦などが加わり組織化され、さらに99年以降は集団運営性になり、調査、啓蒙活動を継続し現在に至っている。野田氏は活動当初より、調査、陳情、企画立案などすべて一人でこなすような行動力をもちあわせ、83年には課題解決のために市議会議員にまでなった人物である。

フォロワーは主に地元在住の主婦層、一部青年層、年配者のボランティアで構成されており、ほとんどが女性である。活動の途中から、野田の依頼を受けた学者や、調査に関係した専門家を中心に**ブレーン**が加わった。代表的なブレーンは地質学者の柴崎達雄氏であり、氏は後述する「土呂久」の運動にも関わりをもつ人物である。

活動**資金**は会費が中心の小規模なものであり、運営は地元組織の婦人会、青年会議所などのボランティアにより支えられた。また野田氏の議員当選後は、その立場を活用し、活動の柱となった。

契機	・わが家の井戸枯れ、素朴な主婦の疑問（16） ・地下水利用の融雪（194）	・74年８月14日地下水融雪による地下水位低下や地盤沈下の記事（4）
開始時期	・参加者34人で、「大野の地下水を守る会」結成、目的は節水運動の実践、地下水の勉強会や関係機関への陳情（41）	・1977年１月「地下水を守る会」結成に発展（11）
イシュー	地下水の保全 ・真名川水利権のみなおし、地下水涵養や雪対策（161） ・下水道の在り方（161） ・新しい水の秩序の確立（123）（189-190） １　水（自然）にたいする人びとの価値意識をたかめること。 ２　地下水（環境）も、ひとつの財として、価値体系の中に組み込むこと。 ・第一の問題は、教育、第二の問題は、政治（190）	地下水の保全 （272-275大野の水を考える会の提言） １　地下水の費用分担を ２　失った水を取り戻し、清滝川から地下水涵養を ３　地下水の流出をとめ御清水の復活を ４　大野盆地の土地利用計画に地下水保全の理念を ５　大野市の産業構造の転換を
敵手	・産業界や議会を代表する男性委員たち（16） ・行政への産業界の意向（17） ・県、国へ迎合する市の職員（18） ・日本の水行政（19） ・議会筋（117） →（野田氏が）水に命をかけて、議会にでてきていると知りながら、水政策特別委員会に入れない(113)	・大野市（1991年7月26日市を相手取り住民訴訟開始） ・福井県 ・市長（80） ・大野の為政者（82） ・行政（91） ・私たち福井県民の価値観（102）

Hosei University Repository

	・汚水を出すＡ染工工場（120） ・地下水保全条例を棚上げする議会（123） ・理論より、しきたりを重んじる慣習法（151） ・県（155） ・大野の行政と民間のそりのあわなさ（158） ・地域の発展をはばむ閉鎖社会の考え方（183） ・一般市民や政財界の有識層の無関心(189-90) ・市行政の無知や国政のだまし（224羽生長氏） ・無関心な人びと（238山田行雄氏）	・福井県の面子（106） ・県の官僚主義（109） ・議員からの圧力（125）
集合的アイデンティティ	・「まちづくりの会」市議会、ミニコミ誌、婦人会・消費者活動（95） ・市民のはげまし（122） ・青年会議所と青年協議会の若者(126)（188） ・経済・産業界の二世たち（128） ・トヨタ財団の助成団体「とやま雪の会」(156) ・ボランティアの女学生、市民の協力（168-9） ・ロータリークラブ（185） ・地元の造り酒屋（185）	・トヨタ財団支援の「身近な環境を見つめる運動」で知り合った、全国の専門家（93）
メディア	・朝日新聞全国版、地下水事情を警告（30） ・地元の新聞（＝反運動）(42) ・地元新聞の論調、私たちの声も入れた論調に（75） ・大野の地下水をとりあつかったＮＨＫ（119） ・ＮＨＫ教育テレビ、「水を守る町」のタイトルのもと全国放送（184）	・ＮＨＫ出版の大きな支え（144）

表 12　大野の水を考える会の「外的要因」

次に活動や組織をめぐる「外的要因」にかんするコードをみてみたい。

活動は、1974年に野田氏が自宅の井戸枯れに気付いたことが**契機**となった。野田氏が個人的に調査を行った結果、原因は融雪のための地下水のくみ上げであることが判明した。その後、個人的に情報収集などを続けていたが、77年の「地下水を守る会」設立されてからは、組織的な活動が始まる。

団体の**イシュー**は地下水の保全から始まったが、活動を進めていく中で水をめぐるさまざまな問題に気付くことから、「新しい水秩序の確立」という思想へと展開している。具体的には「提言」として明文化し、それに従い活動を継続させている。

取り巻く構造からみて、活動の**敵手**は大野市と福井県といった行政機関が中心である。91年7月には、自動車部品工場の誘致を進める市にたいし、差し止めを求める住民訴訟を起こしている[20]。他にも無理解な議会や市長、市民の無関心など多様な構成になっている。本件の特徴は、活動の担い手の中心が主婦層であることから、男性性や県民の古い価値観などといったものが敵手として想定されている点である。

いっぽう活動に理解を示す**集合的アイデンティティ**は、住民をはじめ市内の各団体やボランティアの間に広がっている。また当団体は、トヨタ財団の助成を通じて構築されたネットワークが活動の支えとなっていることも特徴であると言える。

メディアとのかかわりについては、団体からの積極的なはたらきかけはみられなかった。しかし当初、活動にたいして批判的な論調であった地元新聞社が次第に理解を示す報道をおこなったり、全国紙（朝日新聞）の報道による援護があったりと、メディアが活動にプラスに働いている。

[20] 訴えは被告適格を棄却されたが、自動車部品工場の進出は断念された。

Hosei University Repository

思想	・「自然の水を大事にしよう。子どもたちにおいしい水を残そう」という真情（18） ・「実証科学の方法」（57） ・女のおんねん（67） ・主婦共通の願い、母親としての子供たちへ思い(67) ・新しい水の秩序（123）（189） ・地域の水問題は市民と行政が一体で決めること（135-6柴崎氏） ・大野の事情は日本の水問題の縮図（143柴崎氏） ・ものづくりばかりお金を投入する政治では日本の将来も危ない（153） ・行政・研究者・市民の各層の協力（157） ・地域の問題を、科学的に解明（157） ・県、国と行政組織の上ほど、問題を総合的にとらえられない（158） ・地下水が「公水」という観点（217中村雄次郎氏）	・行政の転換には、市民が情報と提案力をもつこと（59） ・新しい地下水秩序づくり（78） ・行政側がその気にならないと政策化できない（145）
政治的志向	・日本の市民運動の多くが、イデオロギーで役所との対立（57） ・市は保全条例を改正、私たちの要望にこたえてくれた。いつまでも対立をつづけるべきでない（119）	・首長の交代は大変化を生む、選挙の意義（145）
行為の自己認識	・「地下水を守る運動」（16） ・運動をすすめる（22） ・「市民運動として意義深い」（136柴崎氏）	
行為レパートリー	・活動資金のカンパ（42） ・市会議員を招いての懇親会や陳情（48） ・市内に、簡易観測井を設置（48） ・市長に陳情（地下水の保全条例要望書提出）（51） ・地下水位と降雪量相関、融雪装置普及グラフ化（58） ・意識調査、500名アンケートを市に提出（67-8） ・排水の土管の口径を調べグラフ化（106） ・議会に出ないことには水問題はもうダメだ（107） ・市民集会（119） ・大学研究者への問い合わせ（150） ・専門的な調査（167） ・「大野の城祭り」の協賛（186）	・「専門家では思いつかない調査」（71） ・「シロウト・サイエンス」（73） ・工場誘致反対のチラシ配布（121） ・91年の工場誘致差し止め訴訟（129） ・環境派市長候補の支援ボランティア（141）
事業モデル		・大野市の天然ブナ林買いあげは、「行政版ナショナル・トラスト」として称賛をあび、自治省からも表彰（149）

表 13　大野の水を考える会の「内的要因」

最後に活動や組織の「内的要因」にかんするコードをみてみたい。

まず団体の**思想**であるが、活動当初から根底に見られたものは、おいしい水を子孫に残したいという思いである。野田氏はそれを「女のおんねん、主婦、母親の願い（大野の水を考える会1988: 67)」と表現している。また活動を展開する過程で出会った学者などの影響もあり、「科学」の方法や「情報」を得ることによって、市民が行政と対峙できるという考えが深まっている。最終的には、「水の新しい秩序づくり（前掲同書: 123)」という思想や「公水（前掲同書: 217)」という概念なども現れている。

政治的志向は、野田氏が市議会議員になったことにより強まったと言えるが、イシュー解決のための政治であり、特定のイデオロギーに影響されたものではない。むしろイデオロギーは役所との（不要な）対立を生むものという認識も見られた(前掲同書: 57)。また思想とも共通するが、行政や議会のもつ強い実行力を認識しており、それをどのように活動に生かすかという姿勢が随所にみられる。また、団体の自己行為にたいする認識は一貫して「運動（市民運動)」である。

団体の**行為レパートリー**は、初期は活動資金のカンパ、陳情などが中心であるが、ブレーンを得たことにより、次第に科学的な調査やアンケートなどを行うようになる。91年の市の自動車部品工場誘致にたいしては、団体が中心となり差し止め訴訟を行った。また野田氏の議員活動自体も主たるレパートリーであると言えよう。

Hosei University Repository

以上は活動に関する内外の要素を整理したものであるが、以下ではさらに時間経過による活動の要素の変化を追った。表は団体のイシューや思想、活動における行為などのコードを中心に、活動の時間的経過による変化を表記したものである。

年		外的要因	内的要因
1974	**契機**	地下水の融雪利用による井戸枯れが発生	（思想）生活・女性性 （レパートリー）町会活動、啓蒙活動
1977	**転機１**	（イシュー）地下水保全 （敵手）行政、古い価値観 市の「地下水保全条例」制定	**「地下水を守る会」設立** （リーダー）野田佳江氏 （レパートリー）カンパ、集会、陳情、調査
1978		市長死後、市は開発路線へ転向	「守る会」休会
1983			（レパートリー）議員活動、政治活動
1985	**転機２**	（ブレーン）柴崎氏との出会い	（レパートリー）科学的調査 （思想の変化）「新しい水の秩序」
1989		基準値を超える汚染井戸発見	
1991		市が自動車部品工場誘致	（レパートリー）住民訴訟
1994			（レパートリー）新市長の擁立
1999			（リーダー）世代交代、野田氏のリタイア

表 14　大野の水を考える会の「活動の変化」

活動は1974年から野田氏によって個人的に続けられてきたが、74年の「地下水を守る会」設立でイシューや敵手が明確化され、組織的に行為を行うようになった。

イシューは活動の契機から「地下水の保全」で一貫している。団体はイシューの解決のため、次々に発生する地下水の危機にたいして継続的に活動する必要に迫られた。そのことは、発生した外的要因に、団体がさまざまな「行為レパートリー」で対抗していることからもわかる。

いっぽう、1985年の野田氏と柴崎氏との出会いは、強力なブレーンを得るとともに行為レパートリーや団体の思想へも変化をもたらす転機となった。それまで団体の思想は、生活や女性性などを強調するような表現が多く見られたが、「新しい水の秩序」、「公水」など理念的なものへと変化している。

変化の見られた要素

「敵手」：行政・古い価値観（1977）→水への無関心＝潜在化・多元化した敵手

「行為レパートリー」：科学的調査（1985～）

「思想」：生活・女性性（1974）→「新しい水の秩序」といった理念的なもの（1985～）

変化の見られない要素

「イシュー」：一貫して地下水の保全

3-2-2. 天神崎の自然を大切にする会

出版物	**『天神崎の自然を大切にする運動二十周年通史』1995.7**	『天神崎を守った人びと』1989.11
記載活動期間	**1974年1月～1994年12月**	1974年１月～1989年
出版物執筆担当者	**外山紀郎（編者）**	河村宏男
リーダー	外山八郎氏（元高校教諭、「大切にする会」名誉会長） ・献身的情熱とキリスト教信仰（221）	・「大切にする会」事務局長、外山八郎氏（元高校教諭、80年３月退職） ・「強力な指導者の不在。市民の試行錯誤」（21南こうせつ氏） ・「外山氏の人柄に感服、淡々として死に物狂い」（164渕田氏）

Hosei University Repository

フォロワー	・「天神崎保全市民協議会（募金実施などの全市民的な包括団体）」（37） ・「天神崎保全協会（財団法人の設立準備会）」（37） ・運動が軌道に乗る素地は先生、生徒の集団（142） ・世話人31人（167） ・家内工業的な事務局（206） ・1988年にやっと事務局長を迎える209）	・会長小山周次郎氏（紀伊民報社長） ・相談役時岡隆氏（京都大学臨海実験所元所長、名誉教授） ・「保全市民協議会」会長多屋好一郎氏（ガラス店経営） ・米本憲市氏（理事・南紀高校教諭・出版助成申請者）
ブレーン	・時岡隆博士（京都大理学部付属瀬戸臨海実験所長） ・柴谷久雄博士（教育学者） ・（財）日本自然保護協会（53） ・大佛次郎氏（118）	・（財）日本自然保護協会参事木内正敏氏 ・高校生物教師、玉井済夫氏、後藤伸氏（112） ・財団法人「鎌倉風致保存会」（131）
資金	・自転車操業的（38） ・外山秀松氏（外山事務局長の兄・元和歌山県教育委員長）が、老後資金三百五十万円を寄付、（一九七六年九月））第一次買い取り地取得（63） ・「天神崎保全京阪神本部」3000人弱から合計2000万円募金（76） ・県の助成で2500万円が支出（117）	・運動の中心人物の月給、ボーナス、退職金、年金、営業資金から多額のカネ（27） ・篤志家からの寄付金20万円、年会費300円（出版時会員600人） ・78年「松下電器が天神崎に一億円のお年玉」という記事が漏えい、話は事実上ストップ（91） ・第二次買い取り時一番厳しい（102玉井氏） ・田辺高校60名職員のうち、40数人が総額380万を貸借（103） ・知床は募金額が一口八千円（略）天神崎は一口千円、（運動参加者に）主婦無職が多い（184）

表 15　天神崎の自然を大切にする会の「基本情報」

「天神崎の自然を大切にする会」の初代会長は新聞社社長の小山氏であるが、運動を開始した実質的**リーダー**は外山八郎氏である。外山氏は地元高校の教諭（1980年退職）であり、「誰に聞いても人格者だという（中村 1986: 41）」人物である。

外山氏が教員ということもあって**フォロワー**は教育関係者が多く、その他町内会をはじめとした地元のメンバーで構成されている。団体の活動にたいする外山氏の影響力は多大ではあるが、「強力なリーダーの不在、市民の試行錯誤（河村1989: 21）」と評されるように、緩やかで幅広いつながりが特徴である。

環境保全をうったえる団体でもあるため、**ブレーン**は生物学者や環境・生態にかんする専門家が中心となっている。また活動の進め方は「日本自然保護協会」や、大佛次郎氏が代表をつとめた「鎌倉風致保存会」の様式を参照している。

団体の主たる活動は、環境保全のために天神崎の土地を買い取る「ナショナル・トラスト運動」であり、莫大な**資金**を必要とした。そのため活動のほとんどが、資金を準備するための画策に割かれている。当初の資金源は、外山氏をはじめとした中心人物の資産や、活動初期の「熱意表明募金」、京阪神地区本部などの募金であったが、財団法人の設立（1986年）以降は、会費や募金、寄付金などを原資に、現在も土地の買い取りを続けている。

契機	・海岸埋め立て反対運動の失敗（41） ・埋めたて計画の挫折（142） ・天神崎は極めて早い段階で察知できた（144） ・県と市の協力は仰げないことから「熱意表明基金」がもりあがる（144）	・1974年１月、三つの不動産会社、高級別荘地の造成計画（26） ・埋め立てによる港湾整備計画に対抗するため募金活動決行（73-4）
開始時期	・「天神崎保全市民協議会」全市民的包括団体1978年11月設立、「天神崎の自然を大切にする会」、「天神崎保全協会」も参加し、任務分担、運動推進（37） ・1977年暮「ネプチューン計画」準備会代表小西和人氏「日本生まれのナショナル・トラスト」（91） ・1978年２月白浜町で天神崎の状況が全国報道、全国から寄付（91-2）	・母体は「天神崎の自然を大切にする会」（1974年２月設立） ・募金実施団体＝天神崎保全市民協議会（1978年11月発足） ・田辺市の高校の先生たちが中心「天神崎の自然を大切にする会」（26） ・渡り鳥の干潟（北海道の風蓮湖、八郎潟、大阪南港など）が年々こわされた時期（昭和49/1974年）の運動（72）

Hosei University Repository

イシュー	自然環境保全、教育運動 ・（市議会請願内容から） 一、天神崎は田辺市民の心に深いつながりをもつ特別な自然であること 二、人類の未来を考えて制定された自然保護憲章の精神に照らし重要であること 三、教育的観点から重視され、全国的な注目を集めて来ている自然であること（82-4）	自然環境保全 教育運動
敵手	・県や市、傍観的な立場（81） ・田辺市議会議員、市の首脳たちは冷淡（91） ・行政のあり方、腹立たしい（95） ・行政との関わりで一番苦労したことは、担当者が次々替わること（107） ・買上対象地域ではない土地所有者のクレーム（121） ・国・県・市町村、自然保護と逆行（199） ・知事の無理解（222）	・運動には敵があってはなりません。開発会社の人も決して敵ではない。運動を理解してもらい協力しあって天神崎を大切に（19） ・規約や経理、不透明。マスコミが美談に仕立てた（188中村氏） ・たいがいの人はマスコミの報道や保護運動の人たちの話だけ聞く（194竹渡氏） ・「迷惑かけた。とくに第四次買い取りの大阪のＫ社」（194外山氏） ・こういう運動は、走り出すと止められない（198山林主の眞砂氏）
集合的アイデンティティ	・（1984年７月27日）京阪神で統一的な組織体「天神崎保全京阪神世話」結成（70） ・県と市が公費買収、環境庁にもナショナル・トラスト研究会が設置、国も県も市もこの運動に対して暖かい目（103） ・各地の児童生徒が協力（148） ・「しれとこ100平方メートル運動関西支部」（150） ・「ナショナル・トラストをすすめる全国の会」（153） ・芸術家グループ、音楽グループ ・日本労働組合総評議会（総評） ・日本青年奉仕協会（JYVA）、ダイビングチーム	（運動参加者のデータ、184 - 5） ・参加者、県内の人は、教員と公務員が42.8％、続いて主婦、自営業やサービス業の順。 ・県外は主婦が27.9％、つづいて教員と公務員、無職と続く。51％が女性（184） ・年齢、県内では30歳から54歳までが中心、後半は50歳から54歳増加。 ・県外は60歳と30代以上が多く、40～50歳代が少ない。60歳以上はコンスタントな参加に対し、30歳代は「ナショナル・トラスト」という言葉が脚光をあび出した後半から増加 ・応募理由「自分の身のまわりから、自然が失われつつあることを残念におもうから」が、県内の41.1％でトップ。県外は32.2％で二位。 ・「日本に残された貴重な自然を守りたいから」は、県外が37.1％でトップ。県内は21.6％。 ・「子供たちに身近な自然を残したい」が県内三位。「運動している人の熱意に感動した」が県外の三位
メディア	・立役者は何といってもマスコミ（38） ・運動初期の企業募金失敗は新聞記者の勇み足（110） ・誤解を生む原因となる可能性（110）	・「天声人語」自然保護運動に参加したい人たちに、機会をあたえた（184）

表 16　天神崎の自然を大切にする会の「外的要因」

活動の**契機**は、1974年の１月に外山氏らが地元天神崎の高級別荘地計画を知ったことに始まる。その計画を阻止すべく、翌２月には「天神崎の自然を大切にする会」が設立された。計画の認知から団体設立への行動が速やかだったのは、外山氏らが以前にかかわった「海岸埋め立て反対運動」の失敗への反省からである[21]。活動の初期は署名運動や県や市などへの陳情をおこなっていたが、行政の協力が得られないことから、同年７月に募金で土地を買い取ろうという方針に転換した。

団体の**イシュー**は、一貫して天神崎の自然保全である。天神崎地区は特に希少種などが生息するといった場所ではないが、山から海に連続した自然体系が観察できる。そのため子供たちへの教育的な観点を強調し、天神崎の自然を大切にするというテーマで活動を進めた。教育者が中心の活動であるため、その点が特徴的である。

団体は活動における**敵手**を特に設定していないが（河村 1989：19）、潜在的には、開発計画にかかわっている

[21] その運動は時機を逸し、結局、海岸埋め立てを阻止することができなかった（天神崎の自然を大切にする会 1995：41）。

Hosei University Repository

業者ということになろう。業者は建設会社と工事会社、地元の不動産業者の３社であり、それぞれが天神崎に土地を所有している。団体設立後、10年以上にわたる交渉、買い取りが続き、最終的に残った業者とは裁判による調停で解決がなされた。

いっぽう業者に同情する意見も存在し、その立場からは、マスコミの論調や美談による運動の実態の歪曲化が指摘されている（中村 1986）。なお市や県といった行政は、中立的な立場をとっていたが、1980年代に入り国（環境庁）による運動の評価がなされると、補助金の支出や土地の買い取りに協力している。

当活動の**集合的アイデンティティ**は、日本における「ナショナル・トラスト運動第一号」というフレーズと共に全国的に広がり、賛同者を増やした[22]。また自然保護団体や労組、各地の団体、グループなどにも協力の輪が広がった。

また「立役者は何と言ってもマスコミ」（天神崎の自然を大切にする会 1995：38）と団体が評価するように、天神崎の活動は**メディア**との関わりも深い。朝日新聞の「天声人語」欄には、複数回にわたり天神崎の活動が取り上げられ、記事に募金先が記載されていたことから、全国から募金が集まった。いっぽう新聞報道の勇み足により、まとまりかけていた企業（松下電器産業）からの寄付の話が流れた事案もあった。活動の批判者からは、運動にたいするマスメディアの一方的な肩入れが、業者の声をかき消したと非難されている（中村 1986：49-50）。

思想	・土地所有者を敵視せず、理解と協力（37） ・教育を重視（44） ・教育運動の方針、業者市民の犠牲の分かち合い（51） ・市民、業者、行政、企業も力をあわせ「大切にする会」の名称（51） ・（知床の運動は）行政主体で信頼、反面、天神崎は前進が見られず寄付も集まりにくい（102） ・日本では行政が関わらなければ信用されない風潮（107） ・子供たちに、身近な自然を残そう（145） ・「天神崎は生きた教科書だ」（146玉井氏、後藤氏） ・教育の原点を重視する運動（147） ・やみくもな反対ではなく確実な方法として破壊されたくない地域を買い取ろう、という運動（163） ・「ふつうのことを守るための普通の人たちの営み」（182山田氏） ・「自然保護に膨大な資金を必要とする土地買い上げしかない」というのは、国政として無策（201） ・リゾートブームが去った今こそ、自然保護の法整備が必要（201）	・「守る会」とせずに、「大切にする会」（19） ・子供らのために残すんだと必死（21木内氏） ・「この運動には、敵があってはなりません。開発会社も、敵ではない」（50） ・「教育運動として進めていった方がいい」（51田辺高校の玉井氏、後藤氏） ・行政のお墨つきがあれば募金しやすい（91）
政治的志向		
行為の自己認識	・「市民運動の限界として運動の旗をおろすか」という議論（59） ・都会型の募金運動を具体的に提案（69） ・（財団法人取得で）信頼薄い任意団体が、身分保障された信頼される組織へ（106） ・教育の原点を重視する運動（147） ・やみくもな反対ではなく確実な方法として破壊されたくない地域を買い取ろう、という運動（163）	
行為レパートリー	・署名活動と陳情（36）（59） ・「熱意表明基金」400万円近く集まる（36）（60） ・天神崎自然観察教室は1994年で37回（56） ・1985年11月、開発買い取り、1986年に「財団法人」設立、さらに自然環境保全法人、いわゆるナショナル・トラスト法人第一号に認定（70） ・79年に県の仲介による四者会談（97）	・初仕事は保存を訴える署名運動（50） ・市民地主運動（87） ・日本のナショナル・トラスト第一号（105） ・「田辺からよそへ出て行った人の”望郷の思い”に訴え（遠交近攻の策）」（79）

[22] 県内外の一般の募金者の構成についてはコード表内「集合的アイデンティティ」の右欄を参照のこと。

Hosei University Repository

	・85年、裁判による業者との即決和解（104）	
事業モデル	・（流れ）1974年スタート、知床の運動と共に先見性が注目、日本のナショナル・トラスト運動の先駆例として報道（70） ・1985年11月、開発買い取り、1986年に「財団法人」設立、さらに自然環境保全法人、いわゆるナショナル・トラスト法人第一号に認定（70）	

表 17　天神崎の自然を大切にする会の「内的要因」

さらに「内的要因」をみよう。まず団体の**思想**であるが、大きく分けると二点に集約することができる。ひとつが活動において「敵をつくらない」という考えであり、もうひとつは活動が「子どもたちの教育のため」になるという考えである。敵をつくらないという思いは、団体名を「守る会」とせず「大切にする会」としたことからもうかがえる。つまり名称に「守る」ことを謳えば、敵を想定してしまうということである。反対運動でなく、買い取り運動となったこともこの思想に基づいている。

また「自然保護」ではなく「教育」の強調は、教育者が中心の運動という理由もあるが、「当時は自然保護といえば珍しい動植物がなければ保護する価値もないと思う人が多い状態（天神崎の自然を大切にする会 1995: 222)」という時代背景もあり、戦略的な意味もあったと考えられる。ただし、87年に特定公益増進法人（自然環境保全法人）に認定されてからは、自然保護の法整備の必要性も強調されている。

この団体における**政治的志向**はあまり強く見られず、思想からもわかるように、行政への親和性が高い。たとえば「(知床の運動は) 行政主体で信頼、反面、天神崎は前進が見られず寄付も集まりにくい（前掲同書: 102)」、「行政が関わらなければ信用されない（前掲同書: 102)」、「行政のお墨つきがあれば募金しやすい（河村 1989 : 91)」などの言説からもそのことがわかる。イシューや活動規模などから、制度的な保障や行政の力を必要とした活動であることのほか、市民活動にたいする当時の社会的信用の欠如が影響しているのかもしれない。

自らの行為へは「市民運動」という**認識**をもつが、「団体の身分が保障され、信頼されるため（天神崎の自然を大切にする会 1995: 106)」に、財団法人を取得したいという志向も持っていた。このことは、先述した行政への親和性という要素よりも、「ナショナル・トラスト」として透明性の高い組織をつくりあげる必要性からくるものであったと考えられる。

団体の**行為レパートリー**は、初期は署名活動、行政への陳情であったが、行政の協力が得られず、活動資金のための「熱意表明募金」を始める。土地の買い取り表明後は、県内外での実地的な募金活動[23] を経て、同時に買い取りを進めていった。77年「天神崎保全協会準備会」、78年に「天神崎保全市民協議会」設立を経て、86年に財団法人格を取得、募金の受け皿を整えた。

活動と並行し、業者との折衝にも多くの時間を割き、85年の裁判による業者との即決和解まで続いた。1990年前後のリゾート開発の危機にもさらされながら、現在も財団法人として活動を継続している。

以上、活動に関する内外の要素を整理した。以下では時間経過による、活動の要素の変化を追ってみたい。

年		外的要因	内的要因
1974	**契機**	天神崎の高級別荘計画発覚 （イシュー）自然環境保全	**「天神崎を大切にする会」設立** （リーダー）外山八郎氏 （思想）教育の重視 （レパートリー）署名、陳情、活動資金募金
1977	**転機 1**		（レパートリー）財団設立準備、地主運動募金
1982		（メディア） ナショナル・トラストとして紹介	
1983～			（レパートリー）シンポジウム：ナショナル・トラスト全国大会
1985		全ての開発業者との和解	（レパートリー）裁判調停
1986			**「財団法人天神崎を大切にする会」設立**

[23] 「望郷の思い」に訴える遠交近攻の策（河村 1989: 79）

Hosei University Repository

1987		県が特定公益増進法人に認定 リゾート開発ブームの影響	
1991	**転機２**	県の補助金交付決定 リゾート開発ブームの終焉	（思想の変化）「自然保護」へのこだわり
1996			（リーダー）外山氏の死去

表 18　天神崎の自然を大切にする会の「活動の変化」

1974年のイシューの顕在化から速やかに団体が設立され活動が開始されたが、最初の転機は、77年に対象の土地を買い取る「地主運動」の募金を開始したことであろう。このことは「ナショナル・トラスト運動」の日本における第一号ということで、各方面から注目された。懸案であった開発業者からの土地の買い取りも進み、85年の裁判調停で全ての開発業者との和解が成立し、翌86年に財団法人として活動は継続される。

団体の次の転機は、バブル景気にともなうリゾート開発ブームによりもたらされた。天神崎へも開発の波は押し寄せたが、景気の後退で開発は自然消滅する。このことが、団体の思想に影響を与えたと考えられる。当初は「教育」重視の姿勢を前面に押し出していた活動であるが、次第に「自然環境保護」へのこだわりがテキストに多く見られるようになった。

変化の見られた要素

行為形態：組織化（1974）→事業化準備（1977～）→事業化（1986～）

「思想」：教育の重視（1974～）→「自然環境保護」へのこだわり（1991～）

変化の見られない要素

「イシュー」：一貫して天神崎の自然保全（未完）

「敵手」：想定せず（潜在的、多元的）

3-2-3. 土呂久を記録する会

ここで取り扱う土呂久の運動は、土呂久におけるイシューの「解決」の後、対象がアジアへ拡大されたため、文中では国内と海外の両方の活動を分けて示すことにする。ただし本論の研究対象はNPO法成立以前であるため、中心は土呂久の運動を取り上げる。

以下、コード表の左側が国内（土呂久）の運動を主にとりあつかった『記録・土呂久』のテキストであり、右側はアジア各地区での活動を主にとりあつかった『土呂久からアジアへ』のテキストである。『記録・土呂久』は著者が複数のため、コード表左側の一部を上下（上部は川原一之氏、下部は田中初穂氏）に分けて表示した。

出版物	**『記録・土呂久』1993.5**	『土呂久からアジアへ　広がる砒素汚染　深まるネットワーク』2006.10
記載活動期間	**1971年5月～1993年3月**	1968年～2006年
出版物執筆担当者	**川原一之（守る会事務局長・元朝日新聞記者・記録作家）/運動史（第一部・19-175ページ）**	上野登
	田中初穂（守る会会長・高校教師）/群像 わさび縁の二〇年（第三部・259-301ページ）	
リーダー		・上野登（守る会元会長、記録する会会長、元大学教授、AAN代表） ・川原一之（守る会元事務局長、元朝日新聞記者、記録作家、AAN事務局長）
フォロワー	・「土呂久鉱山公害被害者の会（被害者の会・名称変更）」1973年８月27日結成（52）（55） ・日弁連公害対策委員会（54） ・「土呂久・松尾等公害の被害者を守る会(守る会)」1974年３月２日結成（56） ・「土呂久・松尾鉱害訴訟共闘会議」76年３月結成（63）	

Hosei University Repository

	・「土呂久鉱害問題を考える会（考える会）」1981年10月13日初会合（97）・「宮崎の自然を守る会（1971.6発足）」（260） ・「宮崎の環境を守る連絡会議（宮崎の自然を守る会を核にした30団体加盟）」（260） ・「九州の自然を守る連絡会議」（260） ・教師の運動と「宮崎の自然を守る会」の運動、カトリック運動が結びき、守る会発足（264） ・幹事の親類や知人（270） ・宮崎県教職員組合、県高等学校教職員組合など宮崎県地方労働組合評議会（以下、県労評）傘下の労働組合員、全国のカトリック関係者約800名（270） ・工場地帯の労組員。日向流（284）	
ブレーン		・地質学者の柴崎達雄氏（川原一之氏「AANの活動は柴崎達雄先生のおかげで展開した」）
資金	・カトリックの救援組織カリタス・ジャパンが、献金の一部を土呂久の被害者運動へ配分（略）毎年200万円～300万円の救援金（63） ・「土呂久・松尾公害訴訟共闘会議」は（略）加盟団体会費とカンパで毎年500万円を訴訟費用へ（63） ・被害者の会の年間予算は1800万円。住友鉱の仮執行金をもとに基金をつくり、運用（129） ・共闘会議結成から八年、土呂久基金が6月29日に発足。被害者の会が自主財源を確保（130） ・共闘会議が八年間に集めた土呂久と松尾の裁判資金は3360万円、内訳は77団体からの会費750万円と県労評傘下の労組員カンパ2610万円（130） ・見舞金は、土呂久訴訟原告患者が一人平均790万円に対し、「自主交渉の会」の患者は80万円から弁護士費用などを引かれた75万（171）	・会員の会費、国内・国際機関の助成 ・トヨタ財団支援（169）（220）（216）（287） ・トヨタ財団各プロジェクト 「市民活動助成」（121）（128）、 「市民社会プロジェクト助成」（138）、 「アジア隣人ネットワークプロジェクト」（283）（340）（356） ・バングラデシュ・ロータリークラブの支援（240） ・（内モンゴルプロジェクト）、環境事業団・地球環境基金人1996年の事業として補助申請、承認へ（244） ・インドカーンプル大学学長裁量経費/国際連携戦略経費による調査（306） ・JICA「開発パートナー事業」（220）（227）（348）（356）

表 19　土呂久を記録する会の「基本情報」

土呂久の鉱毒被害者救済の運動は、1973年に旗揚げされた被害者の団体である「土呂久鉱山公害被害者の会（以下、被害者の会）」を中心に、「被害者の会」を支える複数の団体によって進められた。本論で主として取り扱った『記録・土呂久』も、関連６団体の連合体「土呂久を記録する会」によって編集、出版されている。

数ある関連団体の中でも運動の中心となったのは、74年に設立された「土呂久・松尾等鉱害の被害者を守る会（以下、守る会）」である。土呂久の経験と知見を引き継いだ「アジア砒素ネットワーク」も「守る会」のメンバーにより94年に設立された。

このように、複数の団体のさまざまな担い手（多くが専門家）によりすすめられたことが一つの特徴であり、その形態は「土呂久ネットワーク（土呂久を記録する会 1993: 8）」と呼ばれた。また解決すべきイシューを目前に、次々と手を打ちながら走り続ける運動に、**フォロワー**が集まっていくという形態をみせた。そのために特定の**リーダー**や**ブレーン**の存在は、出版物からは読み取れなかった。

土呂久の運動は、行政不服や裁判などが中心であり、莫大な**資金を**必要としたが、裏支えする組織も豊富であった。労働組合やカトリック組織もその一部であり、会費、カンパ、募金が多く集まった。このことも土呂久の運動の特徴である。

（アジア砒素ネットワーク）

いっぽう「守る会」の後継団体「アジア砒素ネットワーク（以下AANと略す）」は、地質学者の柴崎達雄氏[24] を**ブレーン**に、上野登氏、川原一之氏が**リーダー**となり展開されている。活動**資金**は会費のほか、助成財団の助成

[24] 柴崎氏は「大野の水を守る会」のブレーンでもあり、トヨタ財団の助成団体を通じてそのネットワークが広がった。

Hosei University Repository

金やJICAや国際組織の委託金など、一般的なNGOと同様のものである。

契機	・1971年11月の佐藤鶴江の申立、「斎藤告発（小学校教師斎藤正健らの調査で土呂久の砒素中毒の蔓延が県教組集会を通じ、西日本新聞で報道)」(27) ・自然を守る運動（「宮崎の自然を守る会」を核にした「宮崎の環境を守る連絡会議」）から被害者を守る運動が誕生（261）	・守る会に出入りしていた人からのタイ・ロンピプンの砒素汚染の紹介（18） ・ロンピプン調査や内モンゴル調査（19～22） ・「守る会」の脚はアジアへ（略）偶然の出会いであったにせよ、必然だった（22） ・二十数年の歴史をもつ土呂久の運動の財産を生かしていきたい、そのためにアジア砒素汚染ネットワークのようなものを設立しようとしたのは、『記録・土呂久』が毎日出版文化賞を受賞（1993年11月）した直後（121）
開始時期	・1973年８月27日「土呂久公害被害者の会」旗上げ（52） ・被害者支援の第一歩、1973年10月27日宮崎の自然保護団体代表らが土呂久へ（宮崎の環境を守る連絡協議会の会長落合正、宮崎大学教育学部教授の上野登、同学部助教授の小川全夫、南九州大学助教授の鈴木重治）（52） ・1973年８月には佐藤実雄を会長にした「土呂久公害被害者の会」が結成（260）	・「アジア砒素ネットワーク・AAN」を1994年４月に立ち上げた（22） ・1994年７月30日初会合で活動の具現化についての会合（122） ・94年11月12～13日第二回会合でタイの疫学委員会の副代表を、95年１月内モンゴル自治区の研究者を招聘、方向性を決める（122） ・1995年２月にコルタカで砒素汚染の国際会議が開かれるという情報（123）
イシュー	・鉱害（慢性ヒ素中毒症）被害者救済	アジア地区における鉱毒被害撲滅の啓蒙活動 １　砒素汚染情報のデータベース化、 ２　土呂久鉱毒事件を伝えるパンフレット作成 ３　アジアにおける砒素汚染地との連絡作り、などの活動（122） ・シャムタ村をモデルに、草の根に基づいた調査・研究・対策を追究し、そこから一般化し、広域的に対応しうる砒素対策の構想を提起すること（347） ・砒素汚染のメカニズム解明（349）
敵手（一部別勢力）	・住友金属鉱山土呂久鉱山（土呂久訴訟） ・日本鉱業（松尾訴訟） ・宮崎県、環境庁、国立公衆衛生院は公害否定（35） ・教師や報道者の鉱害告発に、行政と医師が科学的調査で反撃（37） ・環境庁と労働省は、土呂久・松尾の健康被害をきわめて狭くしぼりこむ（47） ・「行政が被害者を取り込もうとしている」官製団体「土呂久を明るく進める会（明進会)」(54) ・「明進会」は行政と協力し問題解決をしようとする会、顧問に保守系町会議員２名就任（55） ・町の公害担当係長が患者を個別に切り崩し（57） ・松方知事、告発九年目に初めて陳謝（88） ・宮崎県よりはるかに手強い住友鉱、「稼行なき鉱業権者に責任なし」と主張、徹底抗戦（89） ・(「第五次認定患者同志会」＝知事の斡旋推進派）は、訴訟に加わる家の排除（91） ・「大学出の役人に小学校卒の田舎者がだまされた」（102被害者の会、鶴野秀男氏） ・(「土呂久鉱害補償自主交渉の会」は）裁判と一戦を画してきた土呂久内外の認定患者が、企業へ補償を求める組織（107） ・日本鉱業協会の見解（116） ・日本資本主義の中枢に食い込む企業（住友）とバックに企業本位の社会を支える国家（119） ・水俣病のように加害責任が明白なケースに比べ、被害発生後の鉱業権者に連帯賠償を求める土呂久ははるかに厳しい状況（126） ・(新潟水俣病共闘会議事務局長小林懋は四大公害病訴訟当時をふりかえり）国民の怒りを味方にでき	・砒素汚染の原因となるさまざまな要素 ・「緑の革命」（バングラデシュ） （1960年代後半から発展途上国で、稲、小麦、トウモロコシなどの食糧増産を目的におこなわれた農業技術の改良のこと。乾期の稲作は、緑の革命が持ち込んだ。乾期に高収量の稲を育てるため、多量の化学肥料と農薬、大量の水を必要）（126 - 7）

Hosei University Repository

	た時期に患者側が次々と勝訴したあと、オイル・ショックを境に企業が巻き返しに転じて司法界に逆流が起こり、被告企業が控訴・上告を繰り返すようになった（133）	
	・（1979年７月「鉱毒」35号）不審者からの「県政を批判する守る会へのいやがらせ」（279）	
集合的アイデンティティ	・日教組（県教組など） ・日弁連（公害裁判の弁護団など） ・医者（大橋邦和）と弁護士（矢島惣平、加藤満生）とカトリック者（生熊来吉）（52） ・九州、宮崎の自然保護団体（52-3） ・明進会の動きと対抗し、被害者52人と西臼杵地区労評の関係者、社会党の県議大賀正人、元小学校校長の落合正らが（被害者の会を発展させた）（55） ・カトリックの救援組織カリタス・ジャパン（63） ・宮崎県労評傘下の労働組合や諸団体、「土呂久・松尾鉱害訴訟共闘会議」を結成（63） ・炊き出しや身の回りの世話に（略）宮崎大学の学生、共闘会議加盟の宮崎県教組、高教組、宮崎市職労等の労組員の訪問（83） ・「土呂久鉱害問題を考える会」を品川勤労者福祉会館で開いた（97） ・第一糖業や鉄興社の労働組合員（104） ・宮崎市の水曜例会のメンバー（104） ・東京の考える会（104） ・衆議院の予算委員会で社会党の佐藤三吾議員が土呂久裁判質問（117） ・ワゴン車が「土呂久・松尾鉱毒被害者と共に歩むカトリックの会」から被害者の会へ。「共に歩む会」は14年で総額3450万円にのぼるカリタス・ジャパンの支援の打ち切り後の支援者組織（138）	
	・訪れる人びとが、自然人びととの出会い、土呂久との付き合いが止められなくなった（265） ・金光教芝教会の広間を借り、住友金属鉱山を徹底的に糾弾する集会（287） ・安全な食品づくり「グループらいふ」の山路まり子らとの出会いで「宮崎の水を考える会」発足（293） ・（第二期東京行動での）「いのちの広場」には、首都圏で市民運動をしている人、無農薬野菜の店を開いている人、スモンやクロロキンの患者など訪れて、文明論をかわす場に（294）	
メディア	・守る会機関誌「鉱毒」、守る会編集（チーフ川原一之）『怨民の復権』『怨民の復権Ⅱ』ほか出版多数 ・西日本新聞延岡支局、11月13日の朝刊社会面（略）特ダネ記事（31） ・朝日新聞が全国ニュース、土呂久に報道関係者があふれかえる（33）	・機関誌「YUI」 ・BBCのニュースによるAANの活動の報道（152）

表 20　土呂久を記録する会の「外的要因」

次に活動や組織をとりまく「外的要因」にかんするコードをみてみたい。

運動の直接的な**契機**は、1971年11月のいわゆる「斎藤告発（前掲同書: 31)」による土呂久鉱害の「発見」である。地元小学校の教師斎藤正健氏が、教育研究のテーマに土呂久周辺児童の健康問題を取り上げたことから、長期にわたる鉱毒被害の実態が明らかになり、そのことを県教組の集会で発表し、マスコミを通じて全国的に報じられた。

それに先立ち1970年頃から鉱毒による症状に悩まされ、その救済を法務局に訴えていた佐藤鶴江氏が、斎藤氏と出会い、土呂久の運動が広まるきっかけとなった。

「斎藤告発」後、県や医師会による実態調査がおこなわれ、それを受けて被害者救済の「知事斡旋」が提示さ

Hosei University Repository

れた。しかし県知事による斡旋は、国の限定的な認定に基づいたものであり、さらに責任の所在をあいまいにするものであったため、被害者側は交渉を白紙に戻し、73年８月「被害者の会」を旗揚げした。

いっぽう、継続して土呂久の実態調査に取り組む教師の運動と、被害者の救済に取り組むカトリック運動、さらに「宮崎の自然を守る会」などの環境系団体が結びつき、74年３月に「守る会」が発足した（前掲同書: 264)。並行して日弁連も休廃止鉱山鉱害問題に本格的に取り組み、「守る会」結成に尽力した。

このように「鉱害（慢性ヒ素中毒症）被害者救済」という**イシュー**に、教育、研究、労組、宗教、環境保護、法曹などさまざまな分野に属する人々が集まり、取り組みが始まった。

この運動における**敵手**は、鉱毒（亜ヒ酸中毒）の原因企業、公害否定に走る国の行政機関、狡猾で冷淡な対応をする県（知事）などである。それらに産業界や国の意向が加わり、争いは長期化していった。敵手の特徴は存在が複数であることと、運動の進展にともなう変化や変質である。さらに敵手の介入（官製被害者団体「土呂久を明るく進める会」の設立など）による運動の切り崩しなども行われた（前掲同書: 54)。

集合的アイデンティティは、主にフォロワーの所属団体を通じて広まっていった。土呂久の取材をおこなってきた新聞記者らを中心に、81年に東京で設立された「土呂久鉱害問題を考える会（以下、考える会)」は、強い集合的アイデンティティに基づくものであったと考えられる。以降「考える会」は、東京における直接行動の中核をなした。また「四大公害」の被害者や支援者などとの交流も、積極的におこなわれた。

メディアについては、新聞・テレビ報道などで大きく取り扱われたほか、支援団体メンバーによる出版物も多く、支援の動員に寄与している。さらに写真展、講演、演劇、スライド、ドキュメンタリービデオなどあらゆるメディアが利用された。

（アジア砒素ネットワーク）

「AAN」を誕生させ、活動領域を広げさせたきっかけは、「守る会」によるアジア地区の砒素汚染調査である。裁判や和解も終了し、「守る会」が今後の方針を討議していた1991年頃、会に参加していた女性からタイ・ロンピプンの現状が紹介された（上野 2006: 18)。その後、92年にタイ、93年内モンゴル調査へと発展した。

93年の『記録・土呂久』の毎日出版文化賞受賞もひとつの**契機**となり、土呂久の知見と体験を生かす組織を目指す「AAN」が94年４月に設立された。**敵手**は、砒素汚染の原因となる様々な要素（たとえば「緑の革命」）であるが、裁判などと異なり、科学的な調査と啓蒙活動を対抗手段とし、農法や政策の転換を図っていくという方法をとる。

集合的アイデンティティは、他のNGOやアジア各地の学者、被害者などに広がり、活動をすすめるうえで大きな助力となった。また活動の**広報**は、機関誌「YUI」やシンポジウム、学会報告などを通じてなされ、現在はウェブページでも活動報告が発信されている。

思想	・おかみに刃向かい企業と一戦交える（56） ・従来のむらの枠組みを打ち破って、能動的に外へ向かって解き放つ、新しい運動（56） ・「昔の百姓一揆に匹敵」（56） ・公害裁判には、専門家の助けと費用調達の組織的な応援が必要（65） ・守る会の運動は、被害者を啓蒙、引っ張っていくものか、被害者に共感し手足になるものか、基本的な考え方の相違が、表面に噴きあげた（89） ・土呂久鉱害の構図 -「国のため」「村の繁栄のため」という大義名分に村人の生活が圧殺される図、私たちの社会の姿（「土呂久通信」創刊準備号・97） ・（松尾訴訟の裁判所和解案を）公害、労災裁判の判決がもつ広がりを大切にして、原告だけの金銭保証で終わる和解を拒否（99） ・日本を支配する保守政治家と官僚連中の壁をどう崩せばよいか（119） ・人権回復のための裁判（133佐藤直氏） ・若手大学教員らの運動理論（273） ・裁判が企業責任を追及する闘い、行政不服は県の	・『記録・土呂久』で見つめ直した貴重な知見と体験をアジアの同じ苦しみで苦しんでいる人たちに、分かち与えていこう（22） ・「土呂久学」（シャムタ村からはじまった土呂久の経験を生かした調査研究）（140）

Hosei University Repository

	認定行政のいいかげんさを告発する闘い（274） ・（鉱毒32号「歩む会」池和夫氏）「少数者が切り捨てられる社会では多数者も幸福になりえない」（277） ・「ノー・モア・土呂久」の立場で活動。日本や世界で、土呂久を繰り返してはならない（300） ・鉱毒事件がすでに発生していたら、被害者救済の手助けをしたい（300）	
政治的志向	・労働組合、革新系議員 ・「原発は現代の土呂久」であると、守る会から土呂久を離れた場に新たな活動の場を求める動き（反ウラン闘争）がでてきた（86）	
	・運動体の内部分裂や抗争は、守る会にはみられず。党派性を持たず、柔軟に活動を進めたから（279）	
行為レパートリー	・水俣病の補償方式などを参考（57） ・「行政不服は裁判と並ぶ重要な闘いになる」と位置づけた守る会（68） ・（住友金属鉱山本社前のビラまきは）土呂久被害者の東京での最初の抗議行動（101） ・東京のど真ん中に三週間座り込む（126） ・東京の考える会は毎月29日を「住友攻撃デー」と名付け、新橋駅と住友ビルの前で毎月ビラ通信「怨民の復権」をまく（131） ・「土呂久鉱害被害者座り込み続行中□□日目！（□内は数字の差し替え）」としるした横断幕（150）	
	・当初の守る会の運動は（略）被害者に、他の公害闘争で学んだ闘い方を宮崎風に色付けし、それを教え引っ張っていく傾向（269） ・一部会員から「知事応接室の座り込み、香をたくやり方はついていけない」という声（277） ・「土呂久週間、草の根バザーで示されたように『守る会』の中核的な闘いに関与できなくても、自分のできる形で協力したいと考える人もいる（283） ・守る会は1982年、スライド「亜砒鉱山（あひやま）から怒をこめて - 日鉱を攻めろ - 」を制作（286） ・川原が書いた台本に、宮崎市の画家坂本正直が二七枚の絵をつけた紙芝居「十連寺柿」（286） ・1985年８月から翌年2月まで11回シリーズの「土呂久がやめられなくなる講座」 ・87年秋土呂久を会場に「土呂久シンポジウム」（291） ・シンポジウムでビデオ「土呂久百年公害」公開（292）	
事業モデル		・バングラデシュ、インド、内モンゴル自治区、ネパール、ミャンマー、カンボジア、ベトナム、ラオスなどにおける調査、研究、啓蒙活動など ・国内におけるフォーラム、セミナー、サマースクールなど ・98年７月政界銀行のプロジェクトで「シャムタ式」フィールドキット調査はじまる（153） ・バングラデシュにおける移動式砒素センター（医師や科学者、活動担当者が車で砒素汚染地を回り、指導・啓蒙活動を実施、機材や薬品も）（214） ・2000年３月にAANダッカ事務所開設（216） ・バングラデシュ国内における外国NGOはNGO局の登録が必要、そのためにも日本国内でNPO法人格を取得（216）

表 21　土呂久を記録する会の「内的要因」

活動や組織の「内的要因」にかんするコードをみてみよう。

患者を中心とした「被害者の会」にとっては、長年の苦しみや悲しみ、怒りなどが、行政や産業界という巨大構造へ立ち向かう原動力となったと考えられる。また各支援団体は、運動の方針の相違による衝突や離脱などを

Hosei University Repository

伴いながらも、患者への強い共感、冷徹な敵手や社会構造への憤りで団結し、運動をすすめている。運動に通底する**思想**は、正義への希求とともに、患者と支援者との心の交流で培われた人間性に基づいたものであったと読み取れる。

また**政治的志向**であるが、労働組合などの関係者も多く、思想を帯びた動きもみられたが、イデオロギーを争うようなものではなかった。テキストにも、「運動体の内部分裂や抗争は、守る会にはみられず、党派性を持たず、柔軟に活動（土呂久を記録する会 1993：279)」を進めたと述べられている。このことから自らの行為は「運動」ではあるが、従来のそれとは異なるものであるという**認識**がみられる。一部、他の運動からの合流や、他の運動への転向（「ウラン闘争（前掲同書：86)」）といった動きもみられた。

行為レパートリーは、陳情からはじまり、裁判、集会から座り込みやビラまきといった「対抗的抗議行動」までと幅広い。これら行為レパートリーは、他の公害闘争を参照している（前掲同書：269)。また写真展や演劇など、文化的な表現を用いたさまざまな催しや、シンポジウムや講座、合宿などが開催され、一般市民へも開かれた形態をとった。

（アジア砒素ネットワーク）

「AAN」の思想は、土呂久の「貴重な知見と体験をアジアの同じ苦しみで苦しんでいる人たちに、分かち与えていこう（上野 2006：22)」という、土呂久の思想に基づく実践である。また地域研究の視点を重視した活動の展開を「土呂久学（前掲同書：140)」とし、「AAN」初の本格的活動地区であるバングラデシュ・シャムタ村の実践から始まり、現在も活動の礎となっている。

「AAN」の**事業モデル**は、その名のとおりアジア地区の砒素汚染地区を対象に、土呂久の思想と知見を生かし、各分野の専門家による砒素汚染の解決と、患者の救済を目的とするものである。任意団体のスタート時からNPO法人を取得した2000年以降も、会費、助成財団の助成金、JICAや国際組織の委託金などを資金に非営利で運営されている。

以上、活動に関する内外の要素を整理した。以下では時間経過による、活動の要素の変化を追った。

年		外的要因	内的要因
1971	**契機**	「斎藤告発」	
1972		行政斡旋	（レパートリー）集会、調査、陳情
1973			「被害者の会」設立
1974	**転機１**	（敵手）行政、原因企業 （イシュー）鉱毒被害者救済	**「守る会」設立** （思想）生命への共感、人権回復
1975			（レパートリー）訴訟
1981			**「考える会」設立** （レパートリー）イベント：東京への拡大
1982～			（レパートリー）座り込み、ビラまき
1990	**転機２**	敵手の消滅	裁判終了、**「記録する会」設立**
1992	**転機３**	紹介によるタイ調査	
1994		（イシュー）アジアの砒素被害救済：理念化	**「アジア砒素ネットワーク（AAN)」設立** （リーダー）上野登氏

表 22　土呂久を記録する会の「活動の変化」

1971年のイシューの顕在化から、73年の「守る会」設立、81年の「考える会」設立とイシューと敵手を絞り、さまざまな行為レパートリーを利用しながら活動は続けられた。

90年の裁判終了で活動は一段落し、「記録する会」の設立により、これまでの活動の振り返りがおこなわれる。イシューの解決と共に敵手も消滅したこの時期が、団体の第二の転機となった。

団体の規模が縮小され、今後の方針が話し合われていた91年に、タイの砒素汚染についての現状が関係者により紹介され、メンバーは92年に現地へと調査へ向かった。これが第三の転機となる。この調査が、のちの「AAN（上野登氏がリーダー)」の設立に結びついた。当初のイシューの解決後に新たなイシューが発見され、活動は継

Hosei University Repository

続されることとなった。

変化の見られた要素

「イシュー」: 鉱毒被害者救済（1974～1990）→アジアの砒素被害救済（1994～）

「敵手」: 行政、原因企業（1974～）→消滅（1990）→潜在化・多元化（1994～）

変化の見られない要素

「思想」: 生命への共感、人権回復（土呂久学の普遍化）

3-2-4. 農業開発技術者協会

ここでは、「農業開発技術者協会（以下、協会と略す)」のいくつかの活動の中でも、主として「草刈り十字軍運動」について取り上げる。主に使用するテキストはトヨタ財団の助成対象であり「協会」の全般的な活動について述べられた『土に根ざした20年』（コード表左側）であるが、「草刈り十字軍運動」を中心に扱った『山に入って草を刈ろう』（コード表右側）も参照して分析をすすめる。

出版物	**『土に根ざした20年』1990.7**	『山へ入って草を刈ろう 〈草刈り十字軍〉17年の軌跡 』1991.7
記載活動期間	**1967年１月～1990年６月**	1974年５月～1991年
出版物執筆担当者	**「活動の記録」編集委員会（足立原貫ほか）**	足立原貫・野口伸（北日本出版元社員、昭和48年10月入会者）
リーダー	足立原貫（富山県立技術短大農業機械科助教授） ・平素から授業を通して心惹かれていた（5此口氏） ・足立原先生のかもしだす大学の雰囲気（34森氏） ・足立原先生との出会いが「単なる夢」から「やろう」という実践活動へ（46石村氏）	
フォロワー	・第一陣は山形大。つづいて玉川大、同志社大。個人参加の学生。総勢二百五十人をこえる若者たちが「草刈り十字軍」へ（118）	
ブレーン	・運動の根源である足立原の「農」の思想に大きな影響を与えた哲学者・山崎正一東大名誉教授（98） ・他に類を見ないような「師弟関係」（98）	・今日までつづく運動となったのは、富山県側の適切な対応も無視できないが「その火を消すまい」と決心させた実桐ふさ氏（協会の世話役）の「はげまし」と「教え」が、運動の底流（254）
資金	・仕事開始の資金は、足立原の20万円ぽっきり（16）	・「草刈り十字軍運動」の借金（百万円を超えるもの）を足立原は七年半かけ完済した（244）

表 23　農業開発技術者協会の「基本情報」

「協会」は1967年、短大教員の足立原氏と数人の教え子により設立された。**リーダー**である足立原氏は、行動力と面倒見の良さを兼ね備え、周りに自然と学生が集まってくる雰囲気をもった人物である。**フォロワー**は、足立原氏に惹かれた学生、若者が中心であり、1974年から始まった「草刈り十字軍運動」に従事した担い手も、多くが同氏の思いに共感し集まってきた学生や若者が中心となった。

足立原氏の「農」の思想は、同氏の大学の師匠である山崎正一氏の影響を受けたものである。「協会」はその思想を実践活動に生かすべく、山崎氏の寄付金を基金とした「山崎賞」を設け、すぐれた研究を残した哲学者や研究者に授与している。

当初「協会」の運営**資金**は、足立原氏個人の資産をあてていたが、「草刈り十字軍運動」は２年目以降、行政の予算がつくようになりそれを利用している（「草刈り十字軍」という任意団体を「協会」内部に設置)。また「協会」の他の事業でも収益を上げており、2006年のNPO法人化以降は、その会計ルールに基づいて運営している。

Hosei University Repository

契機	・1963年８月末に小原（上新川郡大山町小原）の廃村を此口幸二が発見（11） ・人類の食糧問題に対する危機感と使命感、何より「農業生産の仕事が好きだ」という心。青年たちと「農業開発技術者協会」を組織した（15）	・「事件」＝（1974年５月23日の）前田が発見した「告示」。散布区域は小原の背後の隣接山林地帯、散布される除草剤は非選択性接触剤（17）
開始時期	（1967年４月７日）足立原、此口、碓井の三人は、必要最低限の資材を持って、まだ雪が残っている小原への道をのぼった（16）	・（1974年６月28日の協議で）運動に「草刈り十字軍」の名（131）
イシュー	「農」、食のありかた	除草剤散布への反対行動
敵手	・散布の計画と実施の推進者は森林開発公団富山出張所（115） ・協会は行政と手を組むという形を二年目にとり入れ、運動をつづけている（119）	・町役場内の除草剤散布強行論者は、町長と農林課長(31) ・空中散布は、森林開発公団と大山町の事業、県庁の所管外であり、公団の委託で大山町森林組合が、散布対象造林地の作業を実施（56） ・森林組合は県庁農地林務部林政課の監督指導を受ける立場、公団は県と連絡をとり仕事をすすめなければならないしくみ（56） ・「クサトールは農林大臣が許可、散布反対なら大臣に文句を言え（メーカー担当者）」(63) ・「先生はノンキな商売。若者に期待するなど、きれいごとの理想論。実務家はそんなわけにはいかない（公団富山出張所所長）」(95) ・「だいたいから反対運動もけしからんことなのに、反対運動に気がねし貴重な時間をつぶし、業務が遂行できなくなるなんぞバカげてる。マスコミに叩かれようと、やってしまえばこっちのもん（大山町役場農林課長）」(101) ・運動に県が肩入れし、来年以降つづけていこうではないか、というような発言をし、足立原をハッとさせた（135） ・コトにかかわりたくない「宮仕え（東京の森林開発公団）」のサラリーマンたち（145） ・民間の反対運動が建設的な対案実践運動となって県行政に根づき、今日なおつづく「草刈り十字軍運動」となった背景に、二年目に芽吹いた行政側と民間側の信頼感（257）
集合的アイデンティティ		・当初、自然保護論を威勢よくブッて共感を示した幾人かの大学教授や活動家たちは、例外なく逃げ腰になった（115） ・（横浜にある太平食品加工の斎田英一社長）足立原の依頼に若者たちへの食品援助（149） ・（全盲の）有川は、十日間余、宿舎の掃除、風呂焚きから畑の草取り、ピーマンやトマトの収穫にいたるまで、手で触って判断しながらできる仕事をこなした（233） ・草刈りの厳しさを強調するあまり、つい「女、子供にとてもできる作業じゃない」と口をすべらせた足立原を取り囲んで強弁した女性たちは一人も参加しなかった（233） ・全期間中に大山隊に六人の女性が参加（234） ・若者の多くは公害防止、環境保全など気負った考え方は薄い。豊かな大学生活、サラリーマンライフを送りながらも「これでいいのだろうか」とひっかかるものがある（284）
メディア	・1967年２月の準備期、朝日新聞、幾多の新聞や雑誌や放送が「小原での実践活動」を報道（22） ・（1977年テレビ取材で「草刈り十字軍」の活動現	・改選を意識する町長、マスコミに神経質（33） ・６月20日北日本新聞朝刊社会面トップに、Ｉ記者の「ドカーン」という記事（110）

Hosei University Repository

	場に訪れた朝日新聞の筑紫哲哉）「民間人の起こした運動を自治体が吸い上げて行政の一事業として推進する例は日本では聞いたことがない」と評価（114）	・足立原はＮＨＫ富山放送局を訪ね（略）草刈り参加者募集放送を依頼（137） ・足立原は公衆電話を二本かけた。朝日新聞のＫ記者とＮＨＫのＴディレクターへ（197） ・各県の同様な試みは、どこも成功しなかった。その原因は、役所レベルで「形式」だけまねたから（258富山新聞社説） ・知恵と力量のある市民グループができていないとうまくやれない。金を出しても口は出さない、富山県の姿勢が運動を長続きさせた（259富山新聞社説）

表 24　農業開発技術者協会の「外的要因」

次に「外的要因」にかんするコードをみてみたい。

「協会」設立のきっかけは、理想的な「農」の実践を画策していた足立原氏と「農」への夢を持っていた短大生此口氏との出会い、それに後継者不足で廃村となった小原地区の「発見（活動の記録編集委員会 1990：11）」である。1963年からサークル（「Ａ友会」）の形態を取り、不定期で勉強会などがおこなわれてきたが、1967年4月に「協会」を設立、廃村を買い取り、実践的な活動を始める。

「協会」の**イシュー**は、農のあり方全般であり、従来の世襲的農業の克服や農を通した食やライフスタイルの提示などである。初期の主な活動は、農の実践、生産と宅配方式での農産物の販売であった。

「草刈り十字軍運動」は「協会」の活動の中でのある「事件」を**契機**におこった運動である。その「事件」とは「協会」の営農地近くに、町が育成林の下草処理のため農薬散布をするという突然の告知のことである。1974年５月23日に「協会」のメンバーがその告知を知り、同年６月28日に「草刈り十字軍」が結成された。

「協会」のもともとの活動には、特に**敵手**の設定はなかったものの、「草刈り十字軍運動」では、町や森林開発公団などの行政やメーカーがその敵手となった。「事件」後、足立原氏を中心に町長、担当課長への陳情がおこなわれたが、町は安全性を主張するメーカーを伴い、散布強行を告げる。公団も同様の主張であったが、「協会」による県への働きかけで一時的に散布がストップされた。その間に対案としての「草刈り十字軍」が構想された。このように行政の管轄や担当者の考えの違いにより、本運動の敵手は複雑な構造となっていた。

「草刈り十字軍運動」では、**集合的アイデンティティ**は独特な広がりを見せた。当初は知人やメディアを通じて参加者が集まってきたが、足立原氏はさらなる人数の補強のため東京に向かい、都内各所で直接スカウトを始めた。その際に足立原氏の思いが多くの若者に伝播し、運動への参加を促すこととなる。初年度の成功を受けて、また代案を提示する運動ということもあり、次第に行政の理解や協力、評価も広がっていった。

メディアとのかかわりは「協会」設立当初からあったものの、「草刈り十字軍運動」では「協会」側からメディアに積極的に接近し、世論喚起や運動参加者募集の告知など、運動が有利に運ぶように利用している。

思想	・（足立原は）自らの理念を実践に移す場と機会をうかがっていた（7） ・「いつかやらねばならないことなら、いまやろう」「誰かがやらねばならないことなら、ぼくがやろう」が足立原の信条（8） ・考えた者が実践し、実践する者が自らの論理と構想を持たねばならない（10） ・世襲的生業的農家農民でない新しい精神構造と生活様式をもった農業者のチームで農業生産を行う方式を実践する（14） ・「農家の子ではなくても、農業が出来る」（28） ・「廃村は一つの社会の死、文化の、価値の死。またそれはさまざまな可能性の宝庫」（81） ・“やらされる農業”と”やる農業”はおのずから違う。やらされた過去の時代を断ち切って、その反省から現代に農業を甦らせようとする（89）	・自然保護問題としてとらえると、「経済林育成」の名のもと自然の雑木林を切り払い、杉だけの単一林にしていこうとする「人工造林」そのものを問わねばならない（42） ・足立原の「実践の信条」からすれば、反対する以上は対案を示さねばならない（84） ・反対だけのむなしさ。対案の提示。「チエをかしたらチカラも」の理念と実践（199） ・「反対運動の新しいあり方」「運動を新しい一つの＜学習の場＞に」「いまどきの若者がどんなものか大人たちにみせてやろう」（199） ・足立原の持論「運動はからだを張って、身ゼニを切ってやるもん」（242） ・「事業」と言われたのがひっかかった。役所が机上で企画を立て予算をつければやれるものではないという思いが足立原に（245）

Hosei University Repository

	・対案を持つだけではダメだ。対案を示すということは相手にチエをかすこと。チエがなかった相手は、その案をどう実行してよいかわからない（116） ・終始強調するのは”山を若者の教育の場として解放しよう”ということである（120） ・農業改革論の根底には、「農業こそ国際事業」とする持論があった（133）	・「続ける運動体」としての「協会」（255） ・自分たちの日常生活への直接の危険を身近に感じて反対に立ち上がったのであり、決して「自然保護のため」ではなかった（278） ・足立原は「自然を保護する」という言い方を嫌う。「″保護″は強者の論理」が持論（278） ・きびしい作業のある造林地を″教育の場″としてとらえることを主眼（278） ・「土の思想」とでもいおうか。山の中で草、土とふれあい、現代社会で見失いがちな「人」と「土」という二つのものを取り戻そう（284）
政治的志向		
行為レパートリー	・除草剤の空中散布に待ったをかけた（130） ・対案を示し、その対案を実行するために力まで貸すという反対運動（131） ・中国桃源県における農業の問題点の調査（135）	・（次の地区の下草刈り）福光45ヘクタール、小原67ヘクタール、大沢野74.65ヘクタール、（八尾の48ヘクタール・途中断念）（189） ・東京各地でゲリラ的な若者のスカウト、東京学士会館での説明会（197）
事業モデル	・1970年５月15日から三年後、協会の宅配を受ける会員家庭は600帯に達し、事業基盤が固まった（53） ・季節宅配は71年、牛乳の日常宅配は73年から（55） ・「教育の城は山に築け」という文明批判の具現化としての「人と土の大学」（68） ・毎年、田植えが終わる頃に、前田喜芳が県庁林政課に出向して事務所を開き、林政課の斡旋で各森林組合と折衝、入山場所、面積、報酬を決め、宿舎、用具の点検、確認をする（122） ・（中国桃源県における）「日中合作水稲作現代化事業」の発端である（141） ・「大玉生村塾」は（略）山村開発、道路拡張の諸工事にともない、80年夏閉塾（156） ・枚方市の重度肢体不自由児施設「わらしべ学園」の夏合宿に小原を解放（81-2年度実施）（156）	・この運動は、単に「みどり」を維持するだけでなく「収支」面での経済効果をもっていた＝都市におちるカネが地方で循環する（295環境経済学者桂木健次氏）

表 25　農業開発技術者協会の「内的要因」

さらに「内的要因」にかんするコードをみてみよう。

「協会」の**思想**の核は、山崎 - 足立原の師弟により確立された「実践」主義である。実践のあり方は主体的に「やる農業」であり、世襲によらない農業、チームによる生産様式などが特徴である。「草刈り十字軍運動」における行動の基準も実践であり、「反対をするなら対案」を、「対案を示したら力を貸す」というロジックへとつながった（足立原・野口 1991：84）。足立原氏はこのことを「反対運動の新しいあり方(前掲同書：199)」と定義している。

運動は、身近に起きた「事件」にたいする防衛という位置づけで語られており（前掲同書：278)、「自然保護」という高邁な理想を追求したものではないとしている。また学習や教育の実践という位置づけもなされている。これらのことが自己の行為の**認識**であろう。

「草刈り十字軍運動」における**行為レパートリー**は、まず町と森林開発公団への陳情という形でおこなわれた。交渉は不発に終わったため、今度は県へ働きかけ、とりあえず農薬散布は延期された。その間、マスコミの力や自然保護団体の応援に期待したが、「市民参加の運動へという横の広がりを持たず（前掲同書：79)」状況は悪化していった。その時に足立原氏に浮かんだアイデア（＝対案）が人海戦術による草刈りということである。その後、広報、人集めから宿泊地、食事の手配まで「協会」のボランティアでおこなわれ、さらに初年度に出た赤字は、足立原氏個人が補てんするという顛末であった。

いっぽう初年度の成功に、県は運動の推進策を提案した。「事業（前掲同書：245)」化にたいし足立原氏らは抵抗感はあったものの、「つづける運動（前掲同書：255)」として軌道に載せたいという思いから、次年度以降は行政との「協働」というかたちを取り、現在に至っている。なお運動はつづけてこそ意味があるという考えは、「協

Hosei University Repository

会」世話役の実桐ふさ氏のものである（前掲同書：255）。

「協会」の事業モデルは、「つづける運動体」を主題に、宅配事業、「人と土の大学」、山崎賞、「中国への農業協力」などがあり、緑の維持とともに経済効果（前掲同書：295）をもつ「草刈り十字軍」もそのひとつに位置づけられる。

以下は時間経過による、活動の要素の変化である。

年		外的要因	内的要因
1967	契機	（イシュー）農の実践	**「農業開発技術者協会」設立** （リーダー）足立原貢氏 （思想）実践の信条
1974	転機１	営農地そばの農薬散布計画（「事件」） （敵手）行政 （イシュー）農薬散布阻止	（レパートリー）陳情 **「草刈り十字軍運動」開始** （レパートリー）対案運動、実践
1975	転機２	行政のパートナー化	**草刈り十字軍運動の事業化**

表 26　農業開発技術者協会の「活動の変化」

「協会」は、もともと理想的な農の実践をイシューとし、活動が開始された団体である。1967年に設立され、農産物の宅配事業や「土と人の大学」という体験学習の事業などを実施していた。

活動の転機は、74年の「事件」（団体の営農地そばの農薬散布計画）によりもたらされる。農薬散布の阻止をイシューに、行政を相手に反対運動をおこすこととなった。団体の思想である実践の信条に従い、反対運動から対案（提示）運動に行為レパートリーは転換され、「草刈り十字軍運動」が発明された。

翌75年に団体は熟考の末、敵手であった行政をパートナーとし、「続ける運動」として「草刈り十字軍運動」の事業化をおこなった。

変化の見られた要素

「イシュー」：農の実践（1967）→農薬散布阻止（1974）

「敵手」：行政（1974）→行政のパートナー化（1975～）

変化の見られない要素

「思想」：実践の信条（1967～）

４．結論

本章ではまず、各団体の基本情報、外的要因のコード、内的要因のコードをそれぞれ比較、再検討することで、各団体に共通する要素を導き出し、市民活動の特性を明示する。次に市民活動が、それぞれの活動を通じて変化させた要素とその要因を導き出し、活動の変化の理由を考査する。

以上、活動の変化を含めた市民活動の特性を受けて、市民活動の「継続性」の意味と意義を提示し、本論の結論としたい。

4-1 市民活動の特性

表27は、前章における市民活動の事例分析を受けて、コードから各団体と活動の特徴を項目化したものである。

	大野の水を考える会	天神崎の自然を大切にする会	土呂久を記録する会	農業開発技術者協会（草刈り十字軍）
リーダー	行動力	人格者	専門家連合、多頭	カリスマ
フォロワー	主婦、若者、年配者、地縁団体	教員、主婦、公務員、学生	環境団体、法律家、労組、カトリック信者	学生、若者（多様な参加目的）
ブレーン	学者	学者、環境団体	学者、専門家	学者、師匠
資金	ボランティア	財団法人の会費、募金	会費、募金から非営利活動資金	事業化と行政による予算化
契機（きっかけ）	水の大切さへの再認識	失敗を繰り返さぬ	衝撃と共感、	「事件」と「処理」

Hosei University Repository

			偶然性（AAN）	
イシュー （活動の主題）	地下水の保全	天神崎の自然保全＝買い取り	被害者救済 →啓蒙	農の実践 →農薬散布阻止
イシュー （特性と展開）	同一イシューの追求	イシューの継続	地理的範囲の拡大、理念化	イシューの変化と事業化
敵手	行政、古い価値観 →潜在化、多元化	敵手なき設定と自己犠牲	行政、企業→消滅→潜在的敵手へ	行政（敵手→パートナー）
集合的アイデンティティ	パートタイム	ネットワーク	組織的	ネットワーク、偶然性
メディア	一定の距離（地元メディア）	メディアからの接近（積極的利用）	中立	メディアへの接近（積極的利用）
思想	生活・女性性、 →理念化（人間性）	教育重視→自然保護	生命への共感、 人権	実践、農と生命
政治的志向	弱い→接近	弱い（行政への親和性）	背景にあり →中立	弱い
行為の自己認識	運動、市民運動	市民運動、やみくもな反対でない運動	党派性を持たない運動 →実践活動	対案を実践する反対運動＝実践
行為レパートリー	①署名、陳情 ②科学的調査 ③集会 ④政治活動 ⑤訴訟	①署名、陳情 ②募金活動 ③裁判調停 ④法人化	①裁判 ②集会 ③イベント ④対立的抗議行動 ⑤調査・研究	①陳情 ②対案提示 ③実践行動
事業モデル		①ナショナル・トラスト	①国際NGO活動	①農産物宅配 ②運動の事業化 ③国際交流事業
継続要因 （＝ミッション）	イシュー解決の追究	イシュー解決の追究	対象の普遍化	イシューの事業化

表 27　各団体と活動の特徴

基本情報（基礎要因）から

まず**リーダー**であるが、「土呂久」をのぞく各団体に、強い求心力をもつ人物が存在していることがわかる。「土呂久」についても、ブレーンの柴崎氏が「アジア砒素ネットワーク」設立の思想的支柱となっているため、他の団体の状況と同様と言える。

フォロワーはリーダーの思想に同調し、一種の集合的アイデンティティを有しながら行動を共にしている。活動に加わるきっかけは、地縁や人脈といった要素が多いものの、偶然性をともなったものも少なくない。

活動の**ブレーン**はいずれの団体も専門家が中心で、団体と行動を共にする場合も多い。また**資金**であるが、会費制を設ける団体が多いが、募金などの一過性の資金に頼ることも多い。「天神崎」はナショナル・トラスト方式を利用、「農業開発技術者協会」は事業化をはかるなど、各団体とも独自の工夫を凝らしている。

・強いリーダーは存在するものの、一般的な市民であるフォロワーにより支えられている
・専門性の高いブレーンを得ることにより、活動が強固なものとなっている
・当初は担い手による資金提供が中心であるが、各団体共に資金確保の枠組みを構築している

外的要因に関連するコード（構造）から

外的要因に関連するコードは、その団体と活動をとりまく社会的構造を示すものである。

活動の**契機**であるが、どのケース（農業開発技術者協会の場合は、「草刈り十字軍運動」について）もイシューが先んじて発生し、関わらざるを得ない状況であることが共通している。しかし活動の担い手が関わりを深めることにより、イシューの解決が「ミッション」へと変化することも特徴であると言える。

敵手については、行政や企業など社会的に大きな力をもつものが中心である。イシューの推移に応じて変化したり、分散化したりすることも特徴であろう。また「法律（天神崎）」や「価値観（大野）」といったものを設定する場合もある。市民活動のこのような特徴が、「運動」ではないと論じられる原因のひとつであるかもしれない。

Hosei University Repository

また**集合的アイデンティティ**（われわれ意識や共感）であるが、ネットワークの形態をともない広がることや、時限的（パートタイム）に生じることも多い。偶然性をともない伝播することや、メディアを通じてうまれる場合があるということも特徴である。

活動に及ぼす**メディア**の影響は大きい。集合的アイデンティティを媒介し、活動に寄与することも多いが、反面、情報が独り歩きし、活動にたいする誤解を生じさせることもある。また団体が活動を有利に運ぶために積極的に利用する場合もある。メディアとのかかわりの深さは、新しい社会運動とも共通する特徴である。

・市民活動の対象であるイシューは、偶然性をともない突然に発生するものが多い
・イシューを生じさせ、市民活動団体と対立する敵手は、公権力をもつものが中心である
・集合的アイデンティティやメディアとのかかわりなどは、新しい社会運動と共通する要素をもつ

内的要因に関連するコード（思想と対応）から

内的要因に関連するコードは、市民活動団体の行為とその原動力を示すものである。

各団体の持つ**思想**は、イシューにたいするスタンスであると言える。変化をともなう場合もあれば、強い指針として保持され続ける場合もある。イシューと思想、敵手には相関性があり、詳細は後述する。

本論で検討した各団体は「自然・環境」分野を対象とするものであったが、すべての団体に通底していた思想は「人間性[25]」に基づいたものと言える。

政治的志向は団体により異なるが、共通して言えるのはイデオロギーの闘争ではないということである。また活動の当事者は政治的な意識はなくとも、「いやおうなく構造に巻き込まれる（似田貝2007：114）」状況に置かれている。「市民公益」を追究するには、政治・行政とのかかわりは避けられないということであろう。

団体の活動形態である**行為レパートリー**は、署名・陳情といったものから、対案の提示、対立的抗議行動までさまざまである。特徴は、各団体ともさまざまなレパートリーを使用していることと、継続して行為していることと言える。また「草刈り十字軍」は運動を**事業モデル**へと転換した新しいケースである。

・市民活動団体のもつ思想は、イデオロギー闘争ではなく人間性に基づくものである
・もともと政治的志向は弱いものの、政治構造にいやおうなく巻き込まれるという特徴をもつ
・行為レパートリーは社会運動のそれとほぼ共通するが、事業モデルへと変化することが特徴である

活動の推移による要素の変化とその相関関係

ここでは、活動の推移により変化した活動の要素と、要素の関連をみていきたい。各団体における変化した要素は、表27でセルが塗りつぶされている部分である。変化した要素は、「イシュー」、「敵手」、「思想」である。

イシューは変化せず、思想に変化がみられた団体は、「大野の水を考える会」と「天神崎の自然を大切にする会」である。両者ともにイシューが完全に解決されないまま、取り組み続けているという特徴をもつ。思想の変化は活動の継続にともなって、その深化がすすんでいると考えることができる。

また「土呂久を記録する会」と「農業開発技術者協会」は、思想に変化は見られないものの、イシューが変化している。もともと団体がもつ思想の延長線上に、新たなイシューが現れるというかたちをとっている。イシューの変化にともない、敵手の設定も変化している。

このように、市民活動におけるイシュー・敵手と思想は相関関係にあることがわかった。ただし団体の思想の変化は深化であり、その根底は人間性から発するものであると言える。市民活動のイシューと思想は表裏一体であり、活動が継続されることにより、活動が団体の使命たる「ミッション」（表27の最下部参照）となっていることがわかった。

4-2 継続性の意味と意義

以上の考査から、市民活動は、団体の思想やとりまく構造が異なっていても、それぞれがイシューに継続して

[25] 素朴な疑問、子や孫、故郷への思い、また怒りや共感など人間として自然に生じる性質のもの。

Hosei University Repository

取り組む必要性に基づいて行為していたことがわかった。偶然性をもってあらわれたイシューの解決に実直に取り組みつづけた結果、団体のミッションを発見したということである。

イシューの解決が半ばであり、その解決をミッションとして追究しつづけるケースが、「大野の水を考える会」や「天神崎の自然を大切にする会」である。またイシューの解決の先に、得られた知見をアジアで生かそうとイシューの対象の普遍化を試みているのが「アジア砒素ネットワーク」であり、「草刈り十字軍」は事業化を図ることによりミッションを継続させている。

５．おわりに

本論での分析を通して、1970年代より活動を継続する市民活動団体の実態を、一部ではあるが明らかにできたのではないかと思う。４団体という限られた対象ではあったが、その実態から「運動」との関連性や、市民セクターの原点としての市民活動の姿を示すことができた。

市民活動を動態的に捉えることにより、市民活動の「運動」的側面から「事業」的側面までの幅広い姿が明らかとなり、「住民」（地域性に基づいた側面）でもあり「市民」（集合的アイデンティティに基づいた側面）でもある担い手の姿も見出すことができた。

さらに継続して取り組むという市民活動団体の最大の特徴は、その組織の維持ではなく、人間性に基づいた思想から導き出されるミッションへの取り組みであることが提示できたと考える。このことは、現在の市民セクターの存在意義と共通するものである。

今後はさらに、他の事例や分野の異なる市民活動を検証することが課題であり、当面、福祉分野に取り組み続けている市民活動団体の分析を予定している。また市民活動の担い手へのインタビュー調査や、機関誌の調査もおこないたい。

参考文献

（対象出版物）
足立原貫・野口伸　1991『山へ入って草を刈ろう――〈草刈り十字軍〉17年の軌跡』朝日新聞社
福井県大野の水を考える会　2000『よみがえれ 生命の水――地下水をめぐる住民運動25年の記録』築地書館
河村宏男　1989『天神崎を守った人たち』朝日新聞社
中村豊秀　1986『天神崎－その自然保護運動の実情』国書刊行会
農業開発技術者協会の活動に関する記録編集委員会　1990『土に根ざした20年』桂書房
大野の水を考える会　1988『おいしい水は宝もの――大野の水を考える会の活動記録』築地書館
天神崎の自然を大切にする会　1995『天神崎の自然を大切にする運動20周年通史』
土呂久を記録する会　1993『記録・土呂久』本多企画
上野登　2006『土呂久からアジアへ――広がる砒素汚染 深まるネットワーク』鉱脈社

Anselm C. Strauss, Juliet Corbin 1998 "Basics of Qualitative Research: Second Edition: Techniques and Procedures for Developing Grounded Theory"　操華子、森岡崇共訳 2004『質的研究の基礎 グラウンデッド・セオリー開発の技法と手順 第２版』医学書院
独立行政法人環境再生保全機構　2008『平成20年度版環境NGO総覧 - 全国民間環境保全活動団体の概要』
藤澤浩子　2007「「市民活動」概念形成過程に関する一考察――「三浦半島自然保護の会」1950～1970年代の活動史から」法政大学大学院紀要第59号
長谷川公一　1990「資源運動論と『新しい社会運動』論」社会運動研究会(編)『社会運動論の統合をめざして』成文堂
林雄二郎・山岡義典 1984 『日本の財団――その系譜と展望』中公新書
樋口直人・伊藤美登里・田辺俊介・松谷満　2008「アクティビズムの遺産はなぜ相続されないのか ――日本における社会運動の担い手をめぐって」『アジア太平洋レビュー，No.5』大阪経法大
一橋大学大学院社会学研究科町村敬志研究室 2007「首都圏の市民活動団体に関する調査――調査結果報告書」日本学術振興会科学研究費基盤研究（B)2006年度報告書

Hosei University Repository

助成財団センター編　2007『民間助成イノベーション ： 制度改革後の助成財団のビジョン』 松籟社
住民図書館編 1992『ミニコミ総目録』平凡社
片桐新自　1994「社会運動の総合的把握のための分析枠組」社会運動論研究会編『社会運動の現代的位相』成文堂
経済企画庁国民生活局編 1997「市民活動レポート　市民活動団体基本調査報告書」
丸山真央・仁平典宏・村瀬博志　2008「ネオリベラリズムと市民活動／社会運動――東京圏の市民社会組織とネオリベラル・ガバナンスをめぐる実証分析」『大原社会問題研究所雑誌　No.602』
松元一明　2009「NPO法成立以前の市民活動の社会的位置――財団の助成記録を通じてみた実態と分析」法政大学大学院紀要第62号
Melucci, Albert 1989 "Nomads of the Present: Social Movements and Individual Needs in Contemporary Society,"　高山真知子・馬場伸也・馬場恭子訳 1997『現在に生きる遊牧民――新しい公共空間の創出に向けて』岩波書店
水野節夫　2000『事例分析への挑戦――‘個人’現象への事例媒介的アプローチの試み』東信堂
西城戸誠　2008『抗いの条件――社会運動の文化的アプローチ』人文書院
西城戸誠・角一典　2009「生活クラブ生協の「共同性」の現状と課題――個別配送システム導入および組織改革後の生活クラブ生協北海道の事例を中心として」『年報社会学論集22号』関東社会学会
西城戸誠・山本英弘　2007「戦後東京における社会運動の変容――イッシューリレーションアプローチによるイベント分析」『人間環境論集』7(2)、法政大学人間環境学会
似田貝香門 2007「〈構造分析〉の調査を振り返って――〈主体を介しての構造分析〉をめざして」『社会情報』16(2)、札幌学院大学社会情報学部
似田貝香門編著 2008 『自立支援の実践知――阪神・淡路大震災と共同・市民社会』東信堂
帯刀治・北川隆吉編 2004 『社会運動研究入門――社会運動研究の理論と方法』文化書房博文社
大畑裕嗣・成元哲・道場親信・樋口直人編 2004『社会運動の社会学』有斐閣
桜井厚 2002『インタビューの社会学――ライフストーリーの聞き方』せりか書房
佐藤郁哉　2008『質的データ分析法――原理・方法・実践』新曜社
曽良中清司・長谷川公一・町村敬志・樋口直人編著 2004『社会運動という公共空間――理論と方法のフロンティア』成文堂
総合研究開発機構 1994「市民公益活動基盤整備に関する調査研究」（NIRA研究報告書　No.930034）
庄司興吉　1989 『人間再生の社会運動』東京大学出版会
高橋徹・山口節郎ほか 1985「思想　新しい社会運動　その理論的射程」No.737　岩波書店
高田昭彦　2003　「市民運動の新しい展開――市民運動からNPO・市民活動へ」『都市問題』東京市政調査会
――――　2004　「市民・NPOによる「公共空間」の創造――NPO（「公益」を担う市民運動）の新しい展開」『都市問題』東京市政調査会
寺田良一　1998　「環境NPO（民間非営利組織）の制度化と環境運動の変容」『環境社会学研究』新曜社
渡戸一郎　2007「動員される市民活動？ - ネオリベラリズム批判を超えて - 」『年報社会学論集20号』関東社会学会
山岡義典編 1999　『NPO基礎講座――市民社会の創造のために』ぎょうせい
山嵜哲哉　2004 「社会運動は社会を変えるか」西原和久・宇都宮京子編『クリティークとしての社会学』東信社
財団法人トヨタ財団 1987「トヨタ財団1986（昭和61）年度年次報告」財団法人トヨタ財団
――――――――― 1992「自立と共生をめざして――”草の根”活動の課題と展望（トヨタ財団委託調査報告書）」財団法人トヨタ財団
財団法人トヨタ財団30年史編纂委員編 2006『トヨタ財団30年史　本文編』『トヨタ財団30年史　助成実績編』財団法人トヨタ財団

Hosei University Repository

団体年表

		周年	大野の水を考える会	周年	天神崎の自然を大切にする会	周年	土呂久を記録する会	周年	農業開発技術者協会		社会動向		社会運動・市民活動関連		
1962	昭和37年						・土呂久鉱山閉山(12.4)				●三河島列車事故(5) ●キューバ危機(10)		●「声なき声の会」結成(1960.6) ●新日本婦人の会結成(10)	1963	昭和38年
1963	昭和38年								・足立原、富山県立大谷技術短期大学に着任(7) ・足立原の周囲に集まる学生たちの輪が広がる(10)		●三八豪雪(1-2)●吉展ちゃん誘拐事件(3) ●老人福祉法公布(7) ●鶴見事故、三井三池炭鉱爆発事故(11) ●ケネディ大統領暗殺(11)			1963	昭和38年
1964	昭和39年								・輪の中から、農業問題の学習サークル「A友会」が生まれる(1)		●日本OECD正式加盟(4) ●東海道新幹線開通(10) ●東京オリンピック開催(10)			1964	昭和39年
1965	昭和40年										●米、ベトナム爆撃(北爆)開始(2)		●「ベ平連」結成(4) ●「生活クラブ」結成(6)	1965	昭和40年
1966	昭和41年										●日本の人口1億人突破(3) ●中国文化大革命始まる(5) ●ビートルズ来日(6)			1966	昭和41年
1967	昭和42年							0	・『農業開発技術者協会(ADEA)』設立(1) ・廃村・上新川郡大山町小原へ上り、協会事業地を開設 (4.7) ・神奈川県三浦市金田の第二号事業地貸借(11)		●美濃部都知事当選(4) ●公害対策基本法公布(8) ●ASEAN結成(8) ●四日市ぜんそく訴訟(9)			1967	昭和42年
1968	昭和43年		・「九頭竜川水系工事実施基本計画(真名川ダムを含む基本計画)」策定					1			●国際人権年(国連) ●キング牧師暗殺(4) ●フランス5月革命(5) ●プラハの春 ●カネミ油症事件(10) ●大気汚染防止法、騒音規制法施行(12)		●生活クラブ生協設立(10) ●全共闘運動全盛	1968	昭和43年
1969	昭和44年						・佐藤鶴江、失明の診断を受ける(6)	2	・文京ホームアカデミーの女子学生3人が小原で体験実習。「人と土の大学」開学のきっかけとなる(7)		●東大安田講堂陥落(1) ●アポロ11号月面着陸(7)			1969	昭和44年
1970	昭和45年		・大野市、真名川ダム計画を承諾(2.7)				・法務局高千穂支局、土呂久鉱山跡の調査(12.14)	3	・野菜の宅配事業を開始。「日本農生社」の名称を用いる(5) ・「人と土の大学」開学(8.1)		●大阪万博(3) ●よど号ハイジャック事件(3) ●三島由紀夫割腹自殺(11) ●第64回臨時国会(公害国会召集(11)			1970	昭和45年
1971	昭和46年						・斎藤正健、宮崎県教職員組合岩戸小分会で、土呂久周辺の児童の健康問題への取り組み提案(5) ・「斎藤告発」、西日本新聞朝刊社会面で亜ヒ酸鉱害の報道(11.13) ・土呂久住民一斉健診(11.28)	4	・上新川郡大沢野町小羽に小羽事業地開設(12)		●ニクソン・ショック ●環境庁発足(7) ●「廃棄物処理法」施行(9)		●月刊「市民」(飛鳥田一雄・日高六郎・篠原一代表)創刊(3)	1971	昭和46年
1972	昭和47年						・朝日新聞で全国報道(1.17) ・公明党宮崎県支部「松尾鉱毒事件」告発(1.29) ・「日本鉱業旧松尾鉱山被害者の会」結成(3.21) ・宮崎県、慢性ヒ素中毒患者7名認める「倉垣報告書」発表(7.31) ・第一次知事斡旋(被害者補償)成立(12.28)	5			●札幌オリンピック開催(2) ●あさま山荘事件(2) ●沖縄返還(5) ●テルアビブ事件(5) ●ウォーターゲート事件(6) ●経済白書「新しい福祉社会の建設」発表(8) ●日中国交正常化(9)			1972	昭和47年
1973	昭和48年		・通産省の真名川ダムの諸計画、市議会真名川ダム特別委員会で判明(7.23) ・地下水対策審議会設置(11.9)				・環境庁、慢性ヒ素中毒症を第四の公害として認定(2.1) ・「土呂久公害被害者の会」設立、会長佐藤実雄(8.27) ・被害者の会、「土呂久鉱山公害被害者の会」へ拡充、会員20名から56名へ(2.21) ・「宮崎の環境を守る連絡協議会」落合ら土呂久を訪ねる(10.27)	6	・山崎正一東大教授(足立原の恩師)、定年退官。退職金を足立原に寄託。「哲学奨励山崎賞」の基金となり協会が運用(2) ・「哲学奨励山崎賞」第1回授賞式(富山市)(11)		●ベトナム和平協定(1) ●対ドル変動相場制(2) ●水俣病チッソ原因特定判決(3) ●「公害健康被害補償法」制定(10) ●足尾銅山閉山 ●第一次オイルショック ●福祉元年(～74年)			1973	昭和48年
1974	昭和49年		・家庭の井戸枯れから大野の地下水を守る運動が開始(8.14)	0	・「高級別荘・五十戸」の建設計画明らかになる(1) ・「天神崎の自然を大切にする会」設立(2.9) ・熱意表明募金を開始(10)	0	「土呂久・松尾等鉱害の被害者を守る会」を結成(3.2) ・守る会と被害者の会の初顔合わせ(4.21) ・高千穂で九連協、守る会、被害者の会合同の研究大会(7)	7	・大山町小原に「事件(富山県大山町の農薬空中散布告知)」発生(5.23) ・「草刈り十字軍」運動開始(7)		●三菱重工爆破事件(8) ●オランダハーグ事件(9) ●原子力船むつ放射線漏れ事故(9)		●障害者行動実行委員会主催「障害者統一行動(集会およびデモ行進)」行われる(3)	1974	昭和49年

Hosei University Repository

		周年	大野の水を考える会	周年	天神崎の自然を大切にする会	周年	土呂久を記録する会	周年	農業開発技術者協会		社会動向		社会運動・市民活動関連		
1975	昭和50年		・市政懇談会に野田出席、そのひと月後、市が地下水審議会の委員を任命(秋)	1	第1回自然観察教室を実地(3)	1	・岡山大学による自主権診断の調査結果発表(2.2)・日弁連公害対策委員会シンポジウム(3.1)・宮崎市で被害者の会、環連協、守る会共催「土呂久訴訟決起集会」、380名参加(11.29)・患者6名と1名の遺族、住友金属鉱山を相手に訴訟(12.27)	8			●国際婦人年(国連) ●サイゴン陥落、ベトナム戦争終結(4) ●沖縄海洋博開催(7)			1975	昭和50年
1976	昭和51年			2	・熱意表明募金3,933,685円を集め終了(3) ・天神崎地域の山林2,390㎡を350万円で買い取る(第1次保全地)(9)	2	・宮崎県労評系団体が「土呂久・松尾鉱害訴訟共闘会議」を結成(3.13) ・松尾の患者5人と1遺族提訴(8.21) ・土呂久・松尾鉱毒被害者の交流会開催(10.24)	9	・八尾町教育委員会の依頼を受け、大玉生村塾(おおたもうそんじゅく)開塾(4)		●北海道庁爆破事件(3) ●環境庁、環境影響評価(環境アセスメント)法案要綱をとりまとめる(97年まで成立せず)(4) ●全国初の〈アセスメント条例〉、川崎市で成立(9)、77年6月施行 ●ロッキード事件 ●ソ連ミグ25戦闘機函館空港強行着陸(9)			1976	昭和51年
1977	昭和52年	0	・大量の井戸枯れ(1)と重油流入事故(2) ・「大野の地下水を守る会」結成(1.11) ・「大野市における水問題対策試案(活動方針)」、会により策定(2.3) ・地下水の法的地位をめぐり、ある中央官庁に書簡で問い合わせ。私水も法律や条例で、公的面から規制ができる旨回答(3) ・大野市、初の上水道基本計画を地下水対策審に提出(3) ・「地下水の保全条例」要望書提出(6.11) ・地下水位の調査開始(7.4) ・大野市へ陳情、「地下水保全条例」成立へ(10) ・「地下水保全条例」発令(11.10)	3	・自然観察の手引き「天神崎の自然観察」発行(4) ・財団法人設立準備のために「天神崎保全協会(財団法人設立準備会)」発足(10) ・天神崎市民地主運動に踏み切る。買取のための募金開始(12)	3	・認定棄却を受けた10名の行政不服の第一回審理、翌年10月まで4カ月に一度のペースで審理(3) ・佐藤鶴江、脳梗塞で死去(9.17)	10			●日米漁業協定、200海里排他的経済水域設定 ●青酸入りコーラ無差別殺人事件(1) ●ダッカ日航機ハイジャック事件(9)		●代理人運動(生活クラブ生協)開始(5)	1977	昭和52年
1978	昭和53年	1	・大野の水を考える南部地区市民集会(1.11) ・一周年を機に「守る会」休会(1.15) ・野田、コンポストトイレの実験開始(5) ・寺島利鏡市長死去(6.16) ・野田の論文(コンポスト・トイレにつて)、経済企画庁「省資源・省エネルギーの暮らしのアイデア」特選となる(10)	4	・募金実施団体「天神崎保全市民協議会」設立(11) ・天神崎地域の田・山林6,176㎡を個人の借入金を主として5,000万円で買い取る(第2次保全地)(11)	4	・行政不服第五回口頭審理、結審(10) ・共闘会議主催の決起集会。閉会後、県庁秘書課分室を占拠し泊まりこみ(11.20)	11			●総理府、初の「婦人白書」発表(1) ●成田空港管制塔占拠事件(3) ●成田空港開港(5) ●農林水産省設立(7) ●英で世界初の体外受精児誕生(7) ●原子力船むつ佐世保入港(10)		●「グループ・生活者(現・生活者ネットワーク)」結成(10)	1978	昭和53年
1979	昭和54年	2	・南部上水道試験通水開始(1.20) ・野田の論文(水をどう考えるか)サンケイ新聞正論入選(8)	5		5	・黒木知事、収賄(トンネル工事の受託工作)で逮捕、辞任(6)	12	・足立原、田村三郎短大学長に同行し中国湖南省現地調査(4)		●第二次オイルショック ●米スリーマイル島原子力発電所放射能漏れ事故(3) ●英保守党サッチャー党首、首相就任(5) ●ソ連、アフガン侵攻(12)		●「インドシナ難民を助ける会(現難民を助ける会)」結成(11)	1979	昭和54年
1980	昭和55年	3	・大手洗剤工場へ見学(6.22)	6		6	・第七回守る会総会、討議内容は財政難、84年まで総会中断(4.26) ・行政不服審査で、生存者9人中4人について逆転勝利判決(5.19)	13	・中国湖南省桃源県で日中合作水稲作現代化実験開始(4) ・大玉生村塾閉塾(夏)		●韓国光州事件(5) ●イランイラク戦争勃発(9) ●ジョンレノン射殺(12)		●「月刊社会運動(市民セクター政策機構＝生活クラブ生協系)」創刊(2)	1980	昭和55年
1981	昭和56年	4	・年末から正月へかけて「五六豪雪」(1)	7		7	・東京品川で「土呂久鉱害問題を考える会」の初会合(10.13) ・「斎藤告発」から10年を記念し、写真展、映画上映、講演など「土呂久週間」実施(11)	14	・わらしべ学園(大阪枚方市)園児の小原合宿受け入れ(8)		●五六豪雪(1) ●国際障害者年(国連) ●レーガン大統領就任(1) ●敦賀原発放射能漏れ事故(4) ●北炭夕張新鉱ガス突出事故(10)		●「社会運動研究センター(生活クラブ生協系)」設立(9)	1981	昭和56年

Hosei University Repository

		周年	大野の水を考える会	周年	天神崎の自然を大切にする会	周年	土呂久を記録する会	周年	農業開発技術者協会		社会動向		社会運動・市民活動関連		
1982	昭和57年	5		8	・和歌山県の補助金2,500万円を受け、地元寄付金とあわせ田辺市が5,000万円の公費で第2次買い取り地を買い上げ(6)・朝日新聞「天声人語」に紹介(6)・環境庁主導で「ナショナル・トラスト研究会」発足(6)・NHK「視点」で運動が紹介(8)・北海道斜里町で「知床運動5周年」を記念し「日本のナショナル・トラストを考えるシンポジウム」開催(9)	8	・佐藤トネ、ハツネ、守る会メンバー住友金属鉱山本社前でビラまき(東京で初の抗議活動)(6.7)・「松尾訴訟」結審を受け、守る会は水曜例会を再開(6.28)・機関誌「鉱毒」1年2か月ぶりに復刊(8)	15	・第二回わらしべ学園園児合宿(7)		●ホテルニュージャパン火災(2) ●日航機羽田沖墜落事故(2) ●台風10号で国鉄富士川鉄橋流失(8)			1982	昭和57年
1983	昭和58年	6	・野田佳江、大野市議会議員に当選 ・野田、議会報告誌「あかね」1号発行(4)	9	・「ナショナル・トラストを進める全国の会」設立総会(2.5) ・「天神崎だより」第1号発行(3) ・田辺市で「ナショナル・トラストを進める全国の会」第1回全国大会開催(10)	9	・「土呂久松尾鉱害訴訟支援・いのちと暮らしを守る草の根バザー」開催(2.6) ・提訴から七年二カ月ぶりに「土呂久訴訟」結審(2.23) ・宮崎地裁延岡支部で「松尾訴訟」判決、原告全面勝訴(3.23) ・「土呂久鉱害補償自主交渉の会」世話人会発足(7.5)	16	・「哲学奨励山崎賞」10周年記念講演会。「山崎賞」と改称(11)		●「老人保健法」施行(2) ●大韓航空機撃墜事件(9) ●日本初体外受精児誕生(10) ●三宅島大噴火(10)			1983	昭和58年
1984	昭和59年	7	・地下水位低下で大量の井戸枯れ(2) ・市長、県にはたらきかけ一時的に融雪禁止処置、地下水位停止(2.9) ・NHKテレビ朝の番組「おいしい水の条件」で大野の水を紹介(4.2) ・県土木部、あらたな道路融雪工事発表。市長関与の否定(6) ・地下水保全条例一部改正(公共道路の融雪を規制する条項付記)(10) ・第一回市民集会開催、参加者92名(11.1) ・第二回市民集会(12.14)	10	・天神崎地域の山林6,366㎡を5,376万円で買い取る(第3次保全地　内1,024㎡は、財団法人日本自然保護協会所有地)(3) ・「天神崎保全京阪神世話人会」結成(7.27) ・国会の超党派議員で「ナショナル・トラスト検討委員会」発足(12)	10	・宮崎地裁延岡支部で「土呂久訴訟」判決、原告全面勝訴、佐藤ハツネのみ棄却(3.28) ・住友鉱山、福岡高裁宮崎支部に控訴(3.29) ・原告団と住友鉱山藤森社長の交渉、一連の「東京行動」終結(4.19) ・土呂久・松尾鉱害訴訟共闘会議、土呂久判決報告集会後解散(5.26) ・考える会第一回「住友攻撃デー(毎月29日開催)」(5.29) ・一審判決の仮執行金の一部を元に土呂久基金設立(6.29) ・守る会、1980年4月以来の総会。新会長上野登、新副会長田中初穂、生熊来吉、川原一之、事務局長芥川仁(7.29)	17	・足立原、中国湖南省対外科学技術交流中心顧問を委嘱(10)		●三井三池有明炭鉱火災(1) ●グリコ・森永事件 ●ロサンゼルスオリンピック開催(7)			1984	昭和59年
1985	昭和60年	8	・大野の「お清水(しょうず)」が名水百選の三一選のひとつに選ばれる(1) ・市民集会の提言を受け、組織の再編成会議(2.23) ・「大野の水を考える会」に改称(4.24) ・柴崎達雄氏、大野へ来訪、野田と対面(5.19) ・「大野の水を考える会」現地調査開始(7～) ・環境庁全国名水百選、郡上八幡で第一回全国大会(8) ・トヨタ財団への応募(9) ・「大野の水を考える会」結成大会、会員600名(9.28) ・トヨタ財団助成「85-K-046 大野の水を考える会の活動に関する記録の作成」助成決定(10) ・青年会議所「大野の水を考える」市民集会開催(11) ・初の市との懇談会。市側は助役、担当課長ら八名出席(11.6)	11	・「自然環境保全法人」制度設立(3.31) ・天神崎地域の山林・雑種地25,969㎡を即決和解による和解金を支払い取得 (第4次保全地)(11.5)	11	・「土呂久がやめられなくなる講座」1985年8月から86年2月まで11回シリーズで開催(8)	18	・明治大学農学部学生10人の小原ゼミ合宿受け入れ(9)		●つくば科学万博開催(3) ●日本初エイズ患者認定(3) ●NTT、JT誕生(4) ●北海道夕張炭抗ガス爆発(5) ●日航123便御巣鷹山墜落(8) ●プラザ合意(9)			1985	昭和60年

Hosei University Repository

		周年	大野の水を考える会	周年	天神崎の自然を大切にする会	周年	土呂久を記録する会	周年	農業開発技術者協会		社会動向		社会運動・市民活動関連		
1986	昭和61年	9	・金沢大・「とやま雪の会」・福井大学などの専門家を訪問(1) ・農水省・国土庁合同調査団、大野来訪、野田提言(2.21) ・NHK教育テレビで「水を守る町(中学生向け番組)」全国放送(3)・市、「水と歴史を生かした町づくり」計画発表(3) ・トヨタ財団の中間報告会、10年にわたる会の歴史をスライドで紹介(5.15) ・第二回全国水環境保全シンポジウム(秋田県湯沢市)で、大野市は第四回大会に立候補(8.7～8) ・「大野の城祭り」に協賛、「おいしい水」をふるまう(8) ・「大野の城祭り」に協賛、「おいしい水」をふるまう(8)	12	・「天神崎保全市民協議会」は「財団法人天神崎の自然を大切にする会」として許可を得て法人設立(7.15)・会報として「天神崎通信」創刊号を発行(10)	12	・水俣でアジア民衆環境会議開催、佐藤直、鶴野キミエ、佐藤マサ子参加(5)	19			●スペースシャトルチャレンジャー事故(1) ●男女雇用機会均等法施行(4) ●チェルノブイリ原発事故(4) ●大島三原山噴火(11)			1986	昭和61年
1987	昭和62年	10	・『おいしい水は宝もの―大野の水を考える会の活動記録』出版(12)	13	・和歌山県知事から、特定公益増進法人(自然環境保全法人)に認定(1.22)	13	・「土呂久シンポジウム」被害者の会と守る会共催で開催(11) ・土呂久控訴審(一陣)が三年九カ月ぶりに結審(12.21)	20	・協会設立20周年記念。「南極観測隊へ米を贈る」田植え(5) ・湖南省へ記念植樹団派遣。桃花源にケヤキ5千本を植える(10)		●国鉄分割民営化、JR発足(4) ●「リゾート法」施行(6) ●世界人口50億人突破(7) ●NY市場大暴落(ブラックマンデー)、世界同時株安(10) ●「連合」結成(11)			1987	昭和62年
1988	昭和63年	11	・国土庁「水政策を語る女性委員会(委員20名)」設置、野田選出 ・大野市で第四回全国水環境保全シンポジウム開催(8.11-2)	14	・天神崎地域の宅地・山林375,232㎡を3,400万円で買い取り(第5次保全地)(3) ・丸紅、田辺市で海洋型リゾート計画発表(8)	14	・被害者メンバー、新潟県中条町で慢性ヒ素中毒事件の被害者と、新潟水俣病患者と会見(3) ・「第二期東京行動」開始、「いのちの広場」で座り込み開始(9.17) ・福岡高裁宮崎支部で控訴審判決、賠償額の一部返還という「苦渋の勝訴」(9.30) ・座り込み被害者と住友鉱、本社前で小競り合い。住友鉱最高裁へ上告(10.3) ・56日間の東京行動終了(11.13)	21	・明治大学角田ゼミ小原合宿受け入れ(8)		●青函トンネル開通(3)、瀬戸大橋開業(4) ●リクルート事件 ●消費税法成立(12)			1988	昭和63年
1989	昭和64年/平成元年	12	・野田佳江、エイボン女性大賞受賞(10) ・全国調査で大野市の地下水で有機溶剤汚染発覚(10)	15	・89年後半から半年間の間に周辺地域4ヘクタールが業者や個人に転売	15	・考える会無期限休会決定(7) ・被害者、支援者、弁護士の三者会談湯布院で開催、「和解」を議題にする(8.25) ・考える会「土呂久通信」43号で発行中断(9) ・宮崎地裁延岡支部で、5年2カ月の審理をへて二陣訴訟が結審(12.13)	22	・「草刈り十字軍」運動が(財)ソロプチミスト日本財団から第10回青少年ボランティア賞受賞(10)		●昭和天皇崩御、元号「平成」に(1) ●消費税導入(4) ●天安門事件(6) ●衆院選「マドンナ旋風」(7) ●ベルリンの壁崩壊(11) ●日経平均株価最高値38,915円87銭(12/29) ●ゴールドプラン		●日本ネットワーカーズ会議結成(4)	1989	昭和64年／平成元年
1990	平成2年	13	・大野市、汚染源は「七間のクリーニング店」と発表、汚染土除去へ(6.30)	16	・大切にする会、ナショナルトラスト危機特別委員会設置(3.3)	16	・土呂久を訪れる人のための「土呂久山荘吹谷」がオープン(3.24) ・メイルアート土呂久展、その後西日本各地で開催(3.25) ・宮崎地検延岡支部で土呂久二陣訴訟の判決、原告全面勝訴(3.26) ・知事斡旋を受けた佐藤実雄と佐藤ハツネの「不服審査」裁定、公健法給付の道開かれる(3.27) ・二陣敗訴で住友鉱、福岡高裁へ控訴(3.30) ・松形知事、知事斡旋患者に謝罪(3.31) ・「土呂久を記録する会」発足、代表上野登(6) ・土呂久訴訟一陣二陣と住友鉱の間で一括和解成立(10.31)	23			●大学入試センター試験導入(1) ●少子化「1.57ショック」(6) ●イラク、クウェート侵攻(8)		●川崎市で「川崎市市民オンブズマン制度」(全国初)条例案可決(7)、条例発足(11)	1990	平成2年

Hosei University Repository

		周年	大野の水を考える会	周年	天神崎の自然を大切にする会	周年	土呂久を記録する会	周年	農業開発技術者協会		社会動向		社会運動・市民活動関連		
1991	平成3年	14	・大野市、中据地区に自動車部品工場誘致計画発表 ・食品業界19団体、工場用地変更の請願(4.12) ・「中据工業団地造成差し止め訴訟」開始(7.26)	17		17	・被害者の会総会、活動を継続する会員は約半数。半数は退会(3.31) ・宮崎県、「あっせん患者に対する法に基づく補償給付支給基準」発表(5.17)	24			●湾岸戦争勃発(1) ●牛肉オレンジ輸入自由化(4) ●雲仙普賢岳大噴火(6) ●ソ連8月クーデター(8)			1991	平成3年
1992	平成4年	15		18	・第1回子供の写生会を天神崎にて開催(展覧会は12月に紀南文化会館にて開催)(4)・丸紅、「田辺湾総合リゾート開発計画」撤退(9)	18	・土呂久訴訟原告でも自主交渉の会でもない16名が住友鉱と和解。2名は和解拒否(2.3)・上野登「守る会」代表辞任・堀田医師ら、初めての海外調査 タイ南部ロンピブン村の井戸を調査(9)	25	・足立原、中国湖南省科学技術委員会高級顧問を委嘱(9)・足立原、中国湖南省・武陵大学客員教授を委嘱(11)		●PKO協力法成立(6) ●「地球サミット」、リオで開催(6) ●有効求人倍率1.0を下回る			1992	平成4年
1993	平成5年	16	・福島地裁、被告適格の誤認を理由に原告団の訴えを却下(3.5) ・自動車部品工場を建設予定のA企業、景気悪化を理由に進出断念(3.8)	19	・田辺市は和歌山県の支援を得て、天神崎地域の宅地・山林411,567㎡を買い上げ (第6次保全地)(4)	19	・『記録・土呂久』毎日出版文化賞特別賞受賞(11.17)	26	・「草刈り十字軍」運動が第11回「朝日森林文化賞」受賞(6)		●クリントン大統領就任(1) ●北海道南西沖地震(7) ●細川連立内閣誕生、「55年体制」崩壊(8) ●オスロ合意(9)			1993	平成5年
1994	平成6年	17		20	・田辺市は和歌山県の支援を得て、天神崎地域の宅地・山林43,126㎡を買い上げ (第7次保全地)(4) ・田辺市は和歌山県の支援を得て、天神崎地域の宅地・山林201,018㎡を買い上げ (第8次保全地)(10) ・天神崎地域の山林7,526㎡を60,459,957円で買い取り(第9次保全地)(10)	20	・「土呂久・松尾等鉱害の被害者を守る会」を母体に「アジア砒素ネットワーク(AAN)」を結成(4) ・トヨタ財団助成「94-K-072 アジアにおける砒素汚染のネットワークづくり」 ・土呂久山荘でANN初会合、堀田宣之氏が代表(7.30)	27			●ロス大地震(1) ●ルワンダ大虐殺(4) ●羽田内閣(4)、村山内閣(6)発足 ●日本人女性初向井飛行士宇宙へ(7) ●関西国際空港開港(9) ●新ゴールドプラン・エンゼルプラン		●全国市民オンブズマン連絡会議結成(7)	1994	平成6年
1995	平成7年	18		21	・『天神崎保全市民協議会の活動に関する記録(20年誌)』出版(7.1) ・外山八郎、田辺市文化賞受賞(10)	21	インド・コルカタで開催された国際砒素会議に参加	28	・「草刈り十字軍」運動が(社)国土緑化推進機構から第6回「みどりの文化賞」受賞(4) ・映画「草刈り十字軍」製作準備開始(7)		●阪神淡路大震災(1) ●地下鉄サリン事件(3) ● 東京外国為替市場で1ドル＝79.75円の史上最高値(4) ●windows95発売(11) ●新食管法、米販売自由化(11) ●高速増速炉もんじゅ事故(12) ●障害者プラン			1995	平成7年
1996	平成8年	19		22	・外山八郎死去(1.19) ・天神崎地域の山林・雑種地432,121㎡を22,251,200円で買い上げる。(第10次保全地)(4)	22	・トヨタ財団 市民活動助成事業「アジアにおける砒素汚染の解決に向けた民間協力」実施 ・環境再生保全機構 地球環境基金助成事業「中国内モンゴル自治区・砒素中毒病区における調査研究と環境改善」(～1999)	29	・映画「草刈り十字軍」クランクアップ		●薬害エイズ訴訟、和解へ(3) ●包括的核実験禁止条約、国連で採択(9) ●ペルー日本大使館公邸人質占拠事件(12)			1996	平成8年
1997	平成9年	20		23		23	・トヨタ財団 市民社会プロジェクト助成事業「ガンジス川渦中域における砒素汚染解決にむけた調査・研究および提言」 ・「バングデシュの砒素対策への新たな取り組み－移動式砒素センターのたちあげと運営－」(～2000)	30	・映画「草刈り十字軍」公開上映開始(1) ・協会設立30周年記念「足立原北日本新聞文化賞受賞祝賀のつどい」開催(11)		●神戸連続児童殺傷事件(2) ●消費税5%へ(4) ●アジア通貨危機(7) ●北海道拓殖銀行、山一證券破たん(11) ●京都議定書採択(12) ●介護保険法公布(12)			1997	平成9年
1998	平成10年	21		24	・田辺市は和歌山県の支援を得て、天神崎地域の原野1,237㎡を買い上げ (第11次保全地)(10)	24		31	・「草刈り十字軍」発足25年記念映画「草刈り十字軍」英語版(英語字幕、日本語音声)完成試写会開催(8)		●長野オリンピック開催(2) ●NPO法施行(12)			1998	平成10年
1999	平成11年	22	・「水を考える会」集団運営で再出発(5) ・考える会の情報誌『大野の水情報』創刊(8)	25	・丸山2,115㎡(灯台を天神崎のシンボルとして)田辺市が取得(第13次保全地)(3) ・天神崎地域の原野781㎡を20,083,010円で買い取り (第12次保全地)(4)	25		32			●石原都知事誕生(4) ● 男女共同参画社会基本法成立(6) ●ダイオキシン類対策特別措置法(7) ● 東海村JCO臨界事故(9) ●改正住民基本台帳法成立(10)			1999	平成11年

Hosei University Repository

		周年	大野の水を考える会	周年	天神崎の自然を大切にする会	周年	土呂久を記録する会	周年	農業開発技術者協会		社会動向		社会運動・市民活動関連		
2000	平成12年	23	・公共下水道工事現場を検証 ・河川水質調査（2回実施）	26		26	・朝日新聞社「第1回明日への環境賞」受賞 ・特定非営利活動法人認証(4.12) ・バングラデシュダッカ事務所設置	33			●地方分権一括法(4) ●介護保険制度施行(4) ●大規模小売店舗立地法(6) ●雪印乳業集団食中毒事件(7) ●新エンゼルプラン			2000	平成12年
2001	平成13年	24	・朝日新聞社「第2回 明日への環境賞」受賞 ・大野の地下水を守る市民の集い	27		27	・バングラデシュNGO局の承認をうける	34			●ボランティア国際年（国連） ●環境省設置(1) ●ジョージ・W・ブッシュ大統領就任(1) ●小泉内閣発足(4) ●米同時多発テロ(9) ●米アフガン侵攻(10) ●認定NPO法人制度施行(10)			2001	平成13年
2002	平成14年	25	・『よみがえれ生命の水―地下水をめぐる住民運動25年の記録』出版(8.25)	28		28	・国際協力機構　開発パートナー事業「飲料水砒素汚染の解決にむけた移動砒素センタープロジェクト」（～2004）	35			●ユーロ流通開始(1) ●サッカーW杯日韓開催(5) ●日朝首脳会談(9) ●中国でSARS発生(11)			2002	平成14年
2003	平成15年	26		29	・天神崎日和山頂上から北西の山林4,314㎡が田辺市へ寄付される（第14次保全地）(5) ・天神崎の保養所跡地の土地（山林・宅地）98,002㎡を10,880,000円で取得（第15次保全地）(11) ・公売により天神崎の土地（宅地）35,908㎡を9,660,000円で取得（16次保全地）(12)	29	・トヨタ財団　研究助成　アジア隣人ネットワークサブプログラム「ガンジス流域農村の砒素汚染調査・研究・対策をベースにした総合ネットワークづくり」（～2005） ・毎日新聞社「第9回日韓国際環境賞」受賞	36	・「おむすびの集い」開催(5/17) ・シンポジウム「日本現象を考える」(5/18) ・「おむすびの集い」＆講演開催(11/8)		●スペースシャトルコロンビア号事故(2) ●日本郵政公社営業開始(4) ●改正NPO法施行(5) ●有事法制成立(6) ●指定管理者制度施行(9) ●地デジ放送開始(12)			2003	平成15年
2004	平成16年	27		30	・天神崎の土地（宅地）307.57㎡を8,200,000円で取得（第17次保全地）(8) ・天神崎の自然保全運動「30年のあゆみ」年表発行(10)	30	環境再生保全機構　地球環境基金助成事業「中国・内蒙古自治区　砒素汚染地域での調査研究報告を基にした環境教育」	37	・小原への道路決壊の恐れ→「草刈り十字軍大山隊」宿舎移動、「人と土の大学」開催地移動。共に東黒牧・川崎邸へ（夏） ・小原への道路決壊(10)		●鳥インフルエンザ発生(1) ●派遣業務製造業解禁(3) ●性同一性障害特例法施行(7) ●新潟中越地震(10) ●スマトラ島沖地震(12)			2004	平成16年
2005	平成17年	28		31		31	・環境再生保全機構　地球環境基金助成事業「中国・内蒙古正藍旗の砒素汚染問題に対する調査研究と環境改善」（～2008） ・国際協力機構　提案型技術協力プロジェクト「バングラデシュ国持続的砒素汚染対策プロジェクト」（～2008）	38	・日本学2005「公開研究会」開催(1/23) ・「特定非営利活動法人農業開発技術者協会・農道館」設立総会(11/27)		●京都議定書発効(2) ●「愛・地球博」開催(3) ●JR福知山線脱線事故(4) ●ロンドン同時爆破テロ(7) ●米ハリケーンカトリーナ上陸(8)			2005	平成17年
2006	平成18年	29		32		32		39	・「特定非営利活動法人農業開発技術者協会・農道館」の設立認証(3/29) ・「特定非営利活動法人農業開発技術者協会・農道館」の登記申請(4/4)		●ライブドア事件(1) ●障害者自立支援法一部施行(4) ●安倍内閣発足(9) ●障害者自立支援法本格施行(10)			2006	平成18年
2007	平成19年	30	・「大野の水環境ネットワーク」に改称	33	・天神崎の自然保全運動「33年のあゆみ」年表発行(3)	33	・環境再生保全機構　地球環境基金助成事業「中国・内蒙古錫林郭勒盟の飲料地下水砒素汚染問題に対する調査研究と環境改善」	40			●防衛省発足(1) ●中越沖地震、柏崎刈羽原発放射線漏れ事故(7) ●参院選与党大敗(7) ●福田内閣発足(9)			2007	平成19年
2008	平成20年	31		34		34		41			●薬害肝炎被害者救済特別措置法成立(1) ●リーマンショック、世界不況(9) ●麻生内閣発足(9)			2008	平成20年
2009	平成21年	32		35		35		42			●オバマ大統領就任(1) ●裁判員制度施行(5) ●鳩山内閣発足(9)			2009	平成21年
2010	平成22年	33		36		36		43						2010	平成22年